

1 機械・農作業の共同化を目標としている事例

- 目 次 -

資源循環型農業の推進（北海道羅臼町峰浜地区）	機械	- 1
自給飼料を主体にした生産・収益性の高い草地型酪農の展開 （北海道厚岸町中山間地集落釧路太田）	機械	- 3
無人ヘリによる防除と地上防除による共同作業（秋田県由利本荘市やしま）	機械	- 5
転作対策としてホールクroppサイレージを導入（山形県酒田市三ヶ字）	機械	- 7
共同作業から始まる結（ゆい）のある集落（茨城県常陸大宮市西塩子）	機械	- 9
共同利用機械購入を弾みに集落営農化へ（千葉県鴨川市大幡）	機械	- 11
獣害対策から農地の多面的機能を発揮する（東京都あきる野市東平）	機械	- 13
獣害対策から農地の多面的機能を発揮する（東京都あきる野市軍道地区）	機械	- 15
盛んだった大豆生産を復活させよう（長野県長野市五十平）	機械	- 17
震災後、集落の活性化を全員で目指す（新潟県魚沼市滝之又）	機械	- 19
機械・施設の共同化による集落営農の推進（三重県伊賀市川北）	機械	- 21
特定農業団体で機械農作業を推進（奈良県御杖村菅野東団地）	機械	- 23
エコファーマーを中心に機械の共同利用化を図る（奈良県御所市西佐味）	機械	- 25
営農組合の活用による農作業の共同化（鳥取県岩美町小田南部地区）	機械	- 27
すみたい楽園“まめなかえ”（元気でやっていますか） （鳥取県湯梨浜町園（河本・菅町））	機械	- 29
稲作体験学習と農作業の共同化に取り組む（島根県隠岐の島町湊）	機械	- 31
共同機械導入による労力の軽減と認定農業者の育成（岡山県真庭市釘貫）	機械	- 33
16集落の地区協議会による集落協定と営農組織育成（山口県下関市内日）	機械	- 35
既存の機械を活用した共同化と水路農道の整備を推進（山口県宇部市中宇内）	機械	- 37
農業生産法人設立～農地集積、作業受託の拡大発展～（山口県岩国市平畑）	機械	- 39
定年帰農者をよぶ機械・農作業の共同化、学校教育との連携～（山口県岩国市長野）	機械	- 41
スプリンクラー施設による共同防除（愛媛県宇和島市沖下）	機械	- 43
販売勉強会の実施による産地の活性化（愛媛県伊方町中之浜）	機械	- 45
協調性を保ちながらの営農活動の推進（愛媛県西予市蔵貫浦）	機械	- 47
農家の割合が減少する中での農業生産活動体制づくり（宮崎県高千穂町下押方）	機械	- 49

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

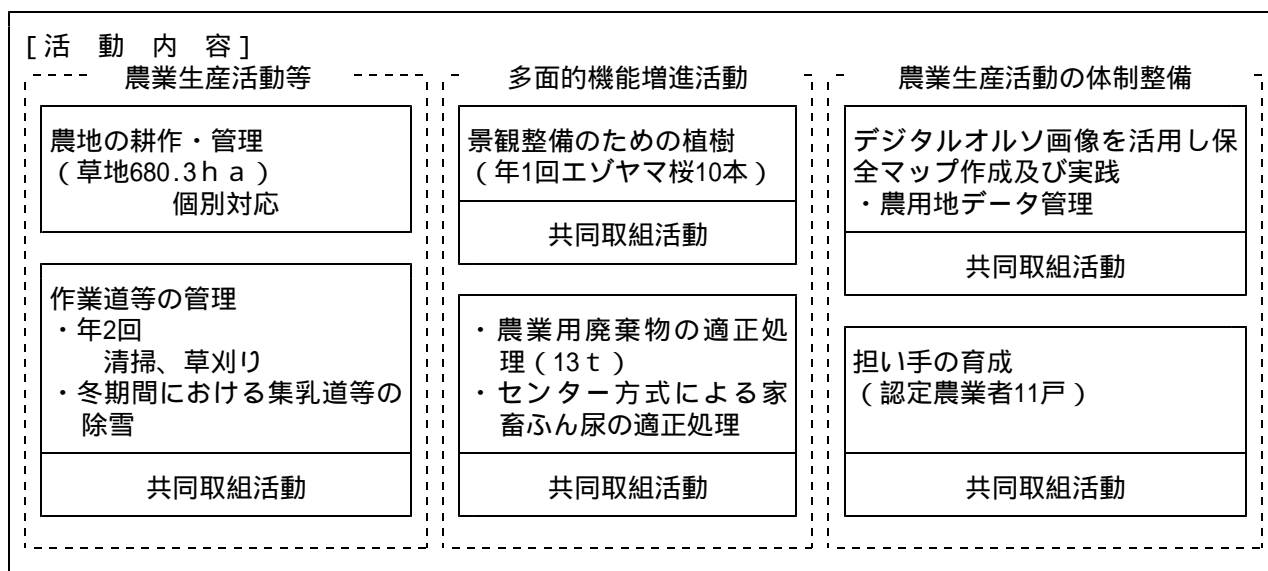
資源循環型農業の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>めなしぐんらうすちよう</small> 目梨郡 <small>みねはまちく</small> 羅臼町 峯浜地区			
協定面積 680ha	田	畑	草地(100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 1,021万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	集落担当者活動に対する経費		3%
		農業生産活動等に対する経費		6%
		農業生産活動の体制整備に対する経費		20%
その他(家畜排泄物処理施設整備運営、廃プラ処理)		71%		
協定参加者	農業者 11人、標津町農業協同組合			

2. 集落マスタープランの概要

- 資源循環型農業を目指すため、家畜糞尿と地域の生活生ごみを同時に処理する堆肥センターが平成17年5月に供用開始となったことから、施設の適正管理と安定した運営を実施し、堆肥の草地への還元を推進する。
- 計画的に草地更新をしていない草地があり、生産基盤の悪化と自給飼料の生産量低下を招いているため、これらについて計画的に草地整備を図る。
- 集落内に離農が発生していることから、作業効率化及び生産性向上を図るため、農地保有合理化事業を活用しながら農用地の利用集積及び規模拡大を図る。



3. 取組の経緯及び内容

当集落は、前期対策より、地域と協調したクリーン酪農を進めるため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行による、家畜排せつ物の処理及び利用の促進を図るため、また、一般廃棄物の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるダイオキシン濃度規制に伴う対応を含めて、資源循環型農業を目指すため全戸まとめて処理を行う「センター方式」を実施し、「家畜ふん尿」に「地域の生活生ごみ」を同時に処理する堆肥化を推進してきた。

堆肥センターは、平成17年5月から稼働しており、センター方式によって経費の節減や労働力の拡散化が図られている。今後も、交付金を活用しながらセンターの適正運営を図り、完成堆肥の草地還元を推進する。

農用地等保全マップ



- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・農用地の管理
 草地整備（12箇所）
 草地造成（2箇所）
 排根除去（5箇所）



参加農家が集約する堆肥センター外観



堆肥センター内部（収集されたふん尿、約900 t / 月の収納が可能）

[平成21年度までの取組目標]

家畜排せつ物処理量（当初8,532t 目標9,481t）	堆肥生産量（当初6,825t 目標7,026t）
草地整備面積（当初0ha 目標45ha）	草地造成面積（当初0ha 目標4ha）
利用集積面積（農地保有合理化事業）（当初0ha 目標90ha）	

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

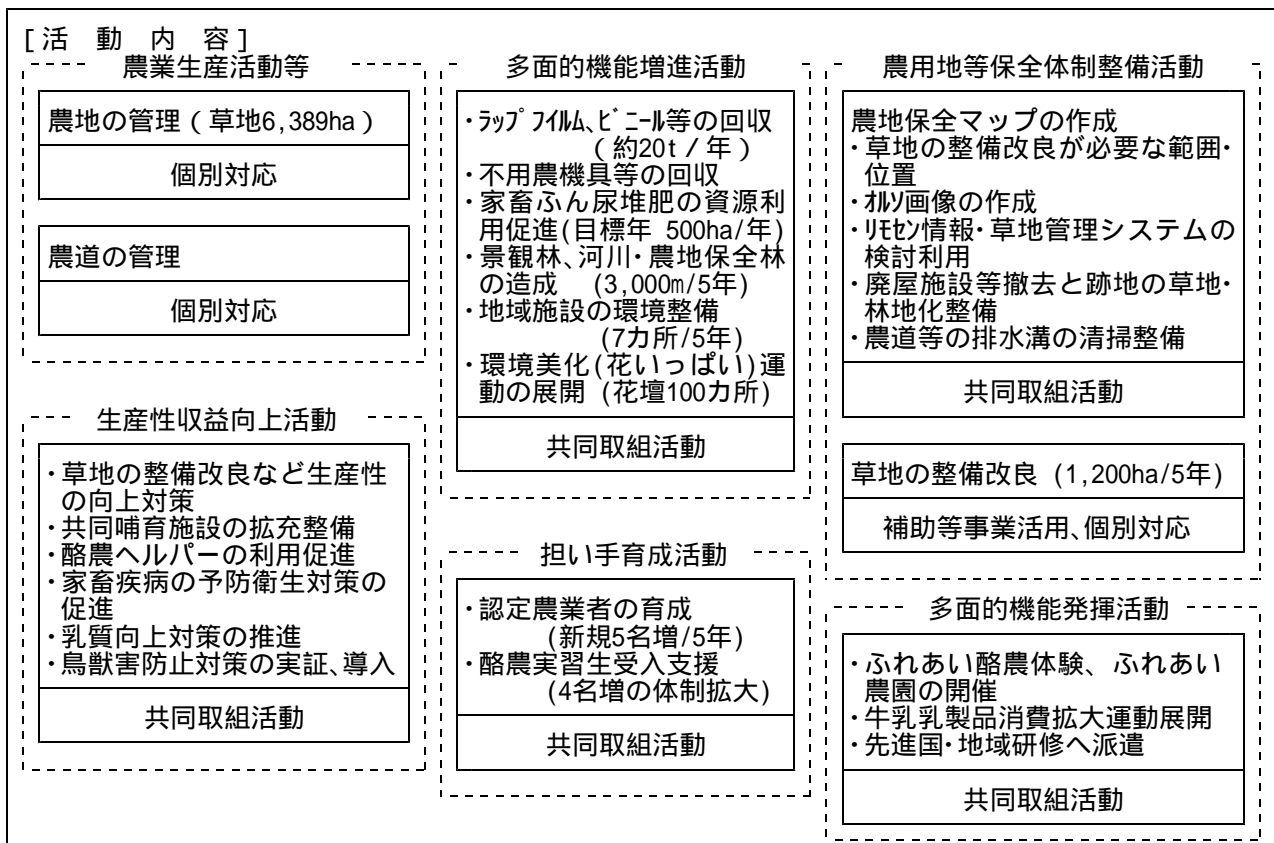
自給飼料を主体にした生産・収益性の高い草地型酪農の展開

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道厚岸郡厚岸町 中山間地集落釧路太田			
協定面積 6,389ha	田	畑	草地(100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 9,253万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	多面的機能増進活動		10%
		農用地等保全体制整備活動		12%
		生産性・収益向上活動		12%
		担い手育成活動		2%
		多面的機能の発揮活動		5%
その他		9%		
協定参加者	農業者 112戸、3組合(2農協、1農業生産法人(構成員37人))			

2. 集落マスタープランの概要

- ・ 土地基盤を基本に自給飼料を主体にした生産・収益性の高い草地型酪農の展開
- ・ 地域資源の有効利用や廃棄物の適正処理による循環型農業の推進
- ・ 次世代に引き継ぐ担い手(経営継続者)の育成確保
- ・ 家族経営を主体にしたゆとりのある活力に充ちた地域農業の展開
- ・ 酪農支援システムを利用した地域酪農生産体制の確立
- ・ 農村環境の整備向上による豊かな農村景観の創造
- ・ 農村のもつ多面的機能の増進と発揮
- ・ 都市、市街など消費者との交流促進、牛乳乳製品の消費拡大



3. 取組の経緯及び内容

平成17年度から制度の見直しを機に集落を合併して新たな集落組織としてスタートした。地域を取り巻く情勢は、高齢化の進展や後継者不在など難しい実情にあるが、マスタープランに定めた活動を行い、次世代への円滑な農業経営の継承、地域の酪農産業の逞しい発展、ゆとりのある生活環境をもって、魅力のある社会を創造することを目指している。

マスタープランに定めた「土地基盤を基本に自給飼料を主体にした生産・収益性の高い草地型酪農の展開」では、コントラクターによる牧草収穫作業の共同化に取り組んでおり、平成21年度までに2,500haの実施を目指している。

農用地等保全マップ



・草地の整備改良が必要な範囲・位置を記載。



牧草収穫作業の共同化

整備前



整備後

地域施設の環境整備(糸魚沢植樹駐車場等公園化)

[平成21年度までの取組目標]

- コントラ等共同作業の参加拡大(当初63戸、目標70戸)
- 草地の整備改良の実施(当初250ha、目標17~21年度1,200ha)
- 廃ラップ等の回収(当初通年19t/年、目標通年20t/年)
- 酪農実習生受け入れ体制の拡充(当初常時6人、目標常時10人)
- 酪農ヘルパーの利用拡大(当初15.7回/年・戸、目標18回/年・戸)
- 子牛哺育施設の利用拡充(当初受入30頭/月、目標受入100頭/月)
- 景観林、河川・農地保全林の造成(目標3,000mの造成)
- 地域集落施設の環境整備(目標延べ7カ所の整備)
- ふれあい酪農体験の開催受入(目標年100人の受入) 等

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

無人ヘリによる防除と地上防除による共同作業

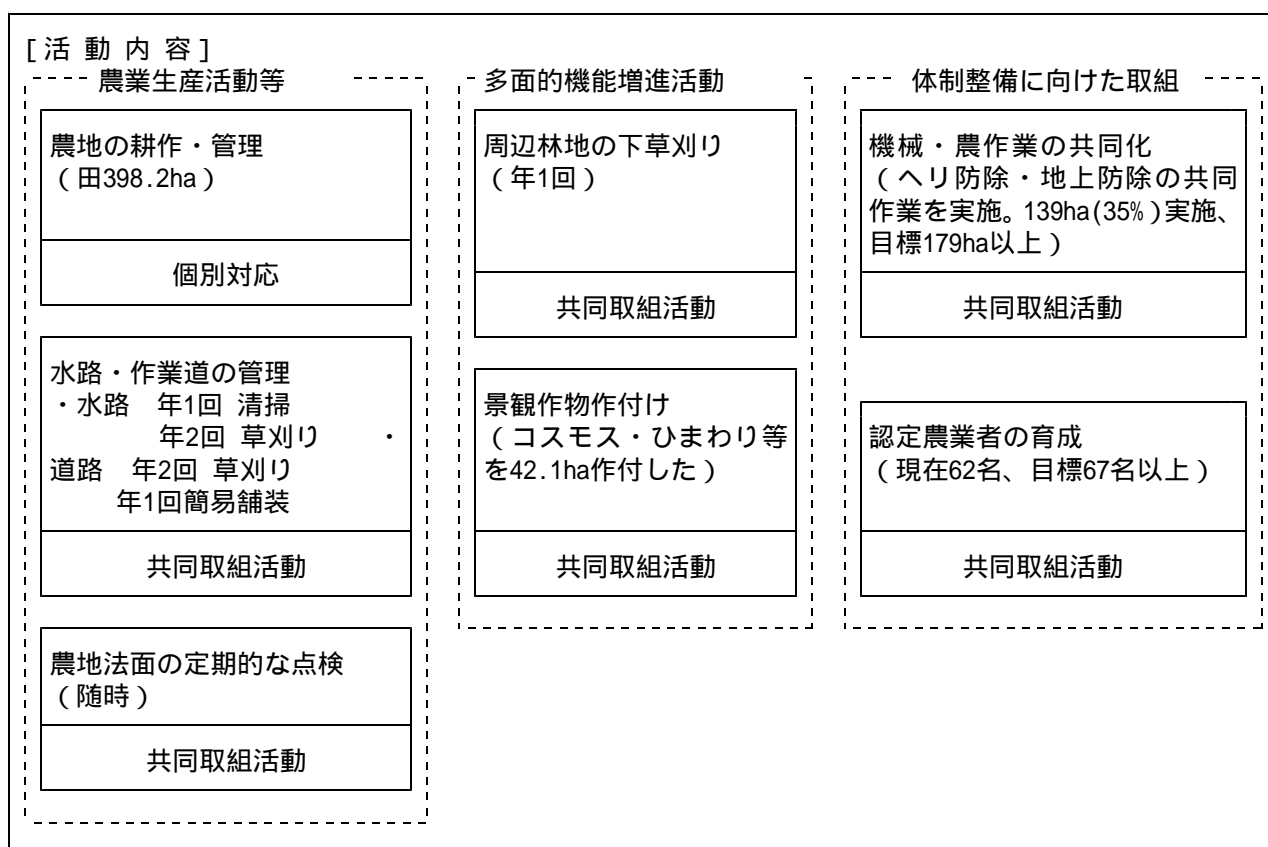
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	秋田県由利本荘市 <small>ゆりほんじょうし</small> やしま			
協定面積 398.2ha	田(100%) 水稲、転作作物	畑 -	草地 -	採草放牧地 -
交付金額 4,549万円	個人配分			49%
	共同取組活動	担当者活動経費		5%
		整備に向けた活動費等		1%
		鳥獣害防止対策、水路農道等の維持・管理等共同取組活動費		32%
		農用地の維持・管理活動経費		8%
事務費		5%		
協定参加者	農業者377人、無人ヘリ利用組合(構成員13人) 土地改良区1組織			

2. 集落マスタープランの概要

当集落は、半数以上が高齢化の状態にあり、過疎化の問題と重なり集落機能の低下が懸念されている。

このため、集落の継続的かつ安定的な農業生産活動を維持していくために認定農業者等を中心に農作業の受委託等を引き受ける体制を整え、生産法人等も視野に入れて地域の活性化を目指すこととした。



3. 取組の経緯及び内容

旧矢島町は山形県と県境を接した、鳥海山の北東山麓に開けた地域である。

制度が始まった当時はそれぞれで協定を結んでいたが、17年度からは土地改良区で事務を委託することによって55の協定がひとつになった。

過疎化が進む中、将来の集落の機能低下が懸念されるが、農業生産活動等を維持していくために認定農業者等を中心に作業受託できる体制を整え、法人化も視野に入れて地域の活性化を目指す。

具体的には、ヘリ防除・地上防除の共同作業を実施し、その面積が作付け面積全体へ及ぶよう推進する。そのことによって、病虫害の予防を徹底し、被害を最小限に抑え、安定した収穫を図る。



農用地等保全マップ

農地法面、水路、農道等の管理（清掃、草刈り等）や補修・改良が明確に判別できる。

また、隔年で砕石、部分舗装等の作業を行う目的で作成。



共同による草刈り作業



景観作物の風景

[平成21年度までの取組目標]

無人ヘリ利用組合購入のヘリ等を共同利用した、ヘリ防除・地上防除等の共同作業
(当初139ha 目標179ha以上(協定農用地面積の45%))

認定農業者の育成(当初62名 目標67名以上)

農地の耕作・管理、水路及び農道等の清掃・草刈り(年2回程度)、隔年砕石、部分舗装等の作業
周辺林地の下草刈りを年1~2回程度行い、景観作物(コスモス・ひまわり等)の作付け

転作対策としてホールクroppサイレージを導入

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県酒田市 <small>さかたし さんかあさ</small> 三ヶ字			
協定面積 36.7 ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 701 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 (60%)	担当者活動経費		5 %
		水路・農道等の維持管理等経費		20 %
		体制整備に関する活動経費		20 %
		農地維持管理及び多面的機能増進活動に関する活動経費		15 %
協定参加者	農業者 39 人 (うち非対象農業者 2 人)、非農業者 3 人、上黒川生産組合 15人、下黒川生産組合 33人、上草津生産組合 15人、下草津生産組合 18人			

2. 集落マスタープランの概要

農地の耕作者と地域の高齢農業者との有機的連携により、転作田へのホールクroppサイレージ (WCS) の推進・拡大を図り、高齢者が生きがいを持って暮らせる集落とする。現在実施中の県営土地改良事業 (14 ha) によりブロックローテーションの取組が可能となり、また、赤かぶの新規作付けにより高付加価値型農業にも取り組む。

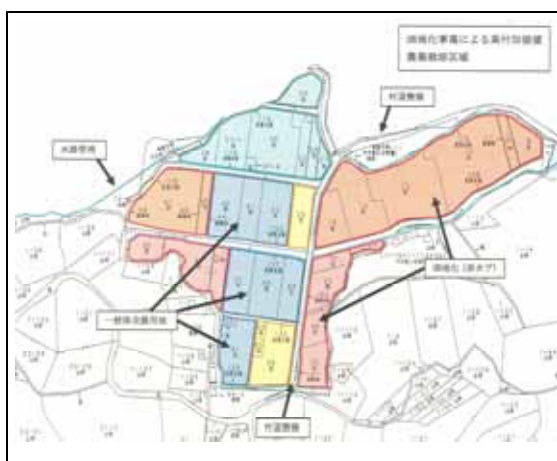
さらに、特定農業団体の土地利用調整の実施と集落営農組織の充実を目指す。



3. 取組の経緯及び内容

中山間地の田耕地は平坦部に比べほ場条件が悪く収量が劣るため、転作作物として何が良いのか悩んでいたところ、WCSが比較的取り組みやすいのではと考え、本制度を足がかりに3つの大字集落がまとまり、「三ヶ字集落」として集落ぐるみの営農に取り組むこととした。

農道水路管理組合を統合し、新たな組織で農道、水路等を管理していく。WCS部会により、協定農用地面積の27%を目標に、WCS収穫機やラッピングマシンの共同利用と作業受託を進める。あわせて、赤かぶを新規作付けし、漬物会社への契約販売や、漬物等を集落内の直売所での加工、販売にも取り組む。



農用地等保全マップ

山際を通る農道及び水路については、降雨により土砂崩れが発生しやすく、随時、土砂の搬出や砂利敷により管理していく。

また、水稻、WCS、赤かぶの作付地を品目毎に集約し、色分けすることにより、農作業の共同化又は受委託を進めることとしている。



WCSの共同刈取りとラッピング作業



自己資金で建てた集落内の直売所

[平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化：WCSの共同刈取りとラッピング

(H17当初4ha 目標10ha(協定農用地面積の27%))(H18時点で7.5ha)

高付加価値型農業の実践：赤かぶを新規作付けし、漬物会社へ契約販売

(H17当初0ha 目標5ha(協定農用地面積の14%))(H18時点で3ha)

地場産農産物等の加工・販売：漬物(赤かぶ)等を集落内の直売所で加工し、販売

新規就農者の確保：Iターン者に働きかけて確保

(H17当初0名 目標1名以上)(H18時点で1名)

認定農業者の育成：組織のリーダーとして育成

(H17当初3名 目標5名)(H18時点で3名)

担い手への農地集積：特定農業団体設立により集積

(H17当初0ha 目標25ha(協定農用地面積の68%))(H18時点で0ha)

担い手への農作業委託：水稻ヘリ防除実施面積拡大

(H17当初10ha 目標15ha(協定農用地面積の41%))(H18時点で10ha)

多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携

：非農家3名以上、非対象農家2名と連携し、水路(3.5km)・農道(3.5km)の管理を実施

規模拡大加算：80aについて、認定農業者が利用権を設定

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

共同作業から始まる結(ゆい)のある集落

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	茨城県常陸大宮市 <small>ひたちおおみやし</small> 西塩子 <small>にししおご</small>			
協定面積 3ha	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
	水稲	維持管理		
交付金額 24万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬		8%
		共同取組活動経費		22%
		その他		20%
協定参加者	農業者 7人			

2. 集落マスタープランの概要

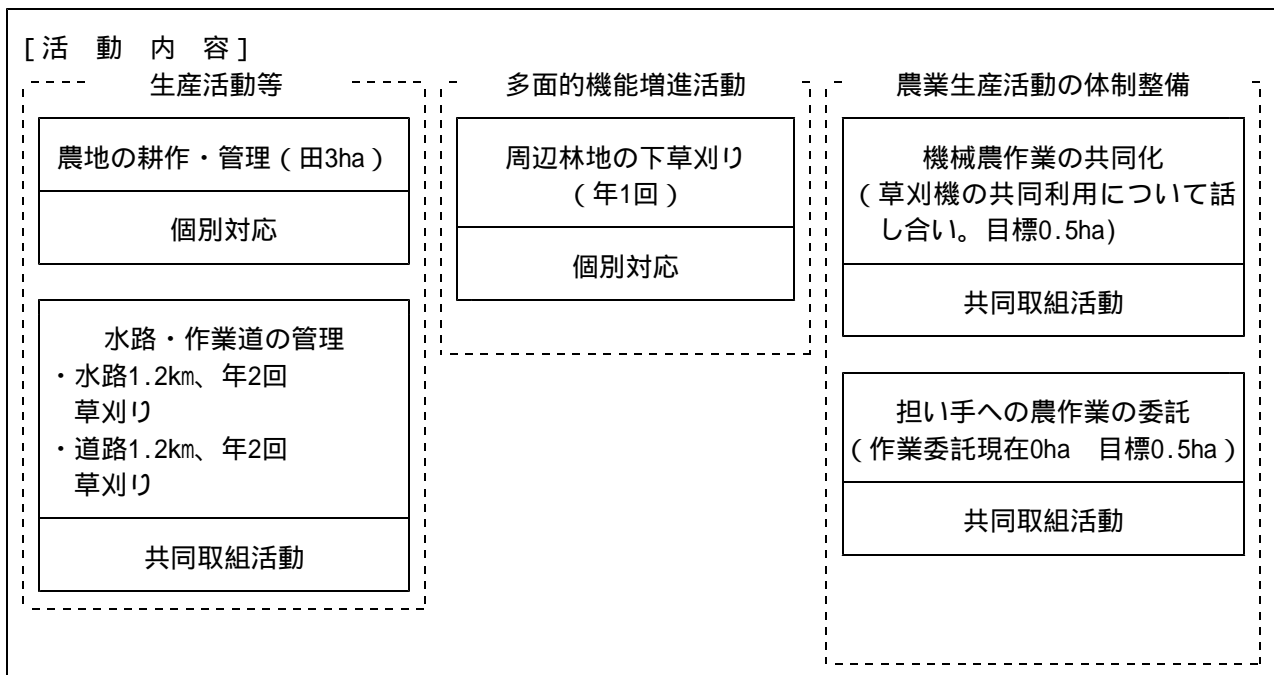
(1) 将来像

西塩子集落は、農地の基盤整備も進み農作業の効率は良くなっているが、集落内の農家は高齢化しており、各農家が連携し相互に助け合いながら、当該集落の農業生産活動等の継続的な実施を図れる体制整備を進める。

(2) 活動目標

現在、作業委託はないが、地域内の農家は高齢化が進んでいるため、地域内外の担い手に基幹作業の作業委託を実施し、持続的な農業生産活動を図る。

また、共同で草刈機を導入し、周辺林地を含めた草刈実施による病害虫防除を図る。



3. 取組の経緯及び内容

本集落は、基盤整備も実施され、農業生産活動の基盤は改善されているが、地域内の農家が高齢化してきているため、今期対策から集落内の農地の維持管理、農業生産活動に向けてのビジョン作りとなるよう導入を図った。

それからは、リーダーを中心に協定内容に沿った取組を実施するよう、農地の保全、農業生産活動の持続的な実施に向け推進を図っている。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・ 鳥獣害防止策設置予定地を明示



- ・ 基盤整備の実施された協定集落内の農地

[平成21年度までの取組目標]

- 集落での草刈機の共同利用による病害虫の共同防除（目標0.5ha以上）
- 担い手への作業委託（目標0.5ha）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

共同利用機械購入を弾みに集落営農化へ

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	<small>かもがわし おおはた</small> 千葉県鴨川市 大幡			
協定面積 32.1ha	田 (99%) 水稻	畑 (1%) 一般野菜	草地	採草放牧地
交付金額 572万円	個人配分			47%
	共同取組活動 (53%)	道路水路の草刈り、農地法面の管理費		10%
		共同利用機械購入		10%
		鳥獣被害防止対策		5%
		積立(水利確保)		17%
		役員報酬、会議費等		11%
協定参加者	農業者 59人、非対象農家1人			

2. 集落マスタープランの概要

将来像

水稻栽培の兼業農家が多く農業基盤整備がされていない本地区では、農業従事者の高齢化に伴い耕作維持が出来なくなることが懸念されている。定年を迎える兼業農家(早期退職者)を専業農家として復帰してもらうと共に集落内に担い手を育成し、将来的には担い手を中心とした営農体制整備に向けた営農組織化を目指す。

5年間の目標

協定参加者による農地法面の定期的な点検及び補修作業の実施、水路及び農道の定期的な除草等の管理を始め、防除機械等の農業機械の共同利用から営農の共同意識を高める。また、集落の話し合いの中で担い手を育成し、作業の委託を推進しバックアップする体制を整える。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田・畑)

個別対応

水路・農道の管理

水路：年1回清掃、年2回草刈
農道：年3回草刈

共同取組活動

耕作放棄地の草刈

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(場所・種類は検討)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

鳥獣被害防止対策
・電柵の設置及び管理

共同取組活動

共同利用機械の購入

・動力噴霧器
・法面、畦畔管理機

共同取組活動

認定農業者の育成

・新規認定1名

個別対応

3. 取組の経緯及び内容

現在行っている取組

ほ場整備がされておらず、水利の確保もままならないことなど地形的な耕作条件に加え、農業従事者の高齢化や近年の有害鳥獣の農作物の被害拡大により、地域の営農意欲が損なわれており、耕作放棄が懸念されていた。

しかし、中山間地域等直接支払制度が創設されたことをきっかけに、集落内の話し合いを重ねる機会も増え、集落の活性化に向けた継続的な共同活動が可能となっている。

今後検討している活動

本地区では、ほ場未整備のため農作業の受委託の推進が困難となっており、特に水利の確保が大きな課題となっている。本制度の共同取組活動の推進と共に地区の祭礼・行事等を活用し地域の一体感を図る会合等を重ね、その中で土地利用の調整を行い、本制度の積立を原資に簡易な溜池等の設置や取水施設の設置検討を図る。

農用地等保全マップ



【マップ解説】

- ・ 図面青色部分は、農作業の受委託エリア
- ・ 集落の南側は未整備農道が多いため、計画的に農道の改良舗装を行なう。(図面朱、ピンク、オレンジのライン)
- ・ 集落の北側は、イノシシ等の有害鳥獣の被害が深刻なため、電牧柵の設置を行なう。



【防除機械等の共同利用機械購入】



【電牧柵設置による有害鳥獣被害防止】

[平成21年度までの取組目標]

- 共同利用機械の購入及び共同利用
- 認定農業者の育成(新規1名の確保)
- 担い手への農作業の委託(主に耕起、田植え、刈取り1ha以上)

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

獣害対策から農地の多面的機能を発揮する

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	東京都あきる野市戸倉東平 東平宮農協議会			
協定面積 2.8ha	田(0%)	畑(100%) 野菜・ユズ	草地(0%)	採草放牧地(0%)
交付金額 33.1万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)			40%
		鳥獣害対策及び農作業道等の維持管理活動		40%
		農地の多面的機能を増進する活動		10%
協定参加者	農業者 20名			

2. 集落マスタープランの概要

活動計画フローチャート

< 問題点 >

鳥獣害防止対策

耕作放棄防止対策

高齢化、担い手不足対策

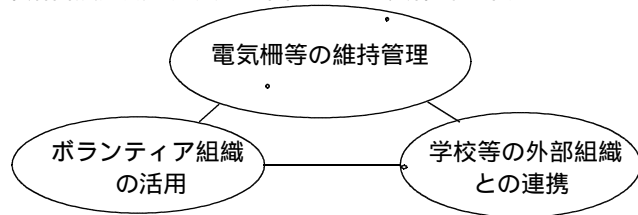
< 最終目標 >

鳥獣害対策を通じて、集落の農業を見直し、将来に向けて持続的な農業生産活動を可能とする。

< 目的 >

上記対策を通じて「集落営農組織の充実」を図る

< 「集落営農組織の充実」を図るための具体的な取組 >



[活 動 内 容]

農業生産活動等

耕作放棄地防止等の活動
・農地の耕作・管理(2.8ha)

個別対応

作業道等の管理活動
・作業道、年2回 草刈り
・農地法面、年2回 点検

共同取組活動

多面的機能増進活動

農地と一体となった周辺
林地の下草刈り等

個別対応

学校等との連携による課
外学習としての農地等の
提供

共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入・共同利用
・獣害防止柵の点検・維持等

共同取組活動

担い手問題に向けた取組
・ボランティア等の検討

共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

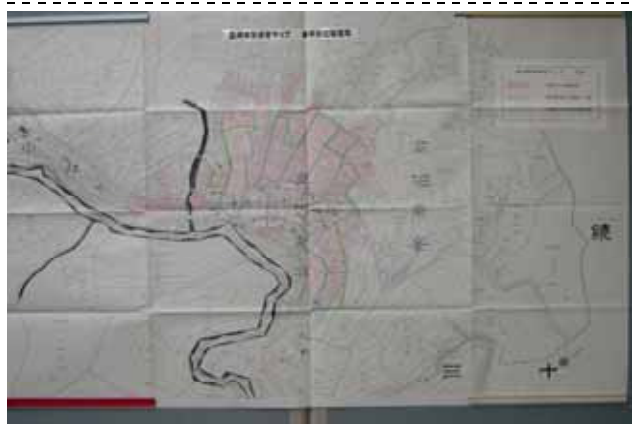
本集落は、急傾斜な農地に根菜類を中心として、野菜や果樹が栽培されているが、20年程前から野生のサルやイノシシによる農作物被害が発生し、農家の耕作意欲を減衰させ、また、担い手の高齢化や不足などの問題により耕作放棄地が増加してきた。

そこで、獣害防止対策施設等の設置・維持などによる共同取組活動を通じて、農業生産活動を維持し、集落営農組織の充実を図ることを目標にマスタープランを策定し、協定を締結した。

今後、検討している活動として、農地の多面的機能を増進するため、地域の小学校等と連携し、総合学習の時間等を利用した農地・地域住民とのふれあいを推進していく。

また、担い手不足を解消することを目的として、地域外の住民をボランティアとして受け入れるための体制づくりに取り組む。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

鳥獣害防止対策の必要となる位置として電気柵の設置場所や管理すべき農作業道をマップ上に示して、参加者共同で管理する意識と耕作意識・意欲の向上を目指す。



共同取組活動による鳥獣害防止施設の維持管理



地域外のボランティアと協働し、担い手不足の解消に向けた取組

〔平成21年度までの取組目標〕

集落全体で、耕作放棄を防止し、耕作が継続できる環境を維持
(新規作物や品質向上へ向けた取組、販売所の確保へ向けた取組)

施設・機械等の共同利用を促進(10%以上を目標)

集落での共同取組活動を通じて、集落営農組織の充実と、多面的機能を確保
(学校等との協定書の締結、地域外ボランティアの定着へ向けた取組)

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

獣害対策から農地の多面的機能を発揮する

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	東京都あきる野市乙津軍道 軍道地区営農協議会			
協定面積 1.9ha	田(0%)	畑(100%) 野菜	草地(0%)	採草放牧地(0%)
交付金額 21.8万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)			
		獣害対策用電気柵事業費		44%
		農地保全費		6%
協定参加者	農業者 20名			

2. 集落マスタープランの概要

活動計画フローチャート

< 問題点 >

鳥獣害防止対策

耕作放棄防止対策

高齢化、担い手不足対策

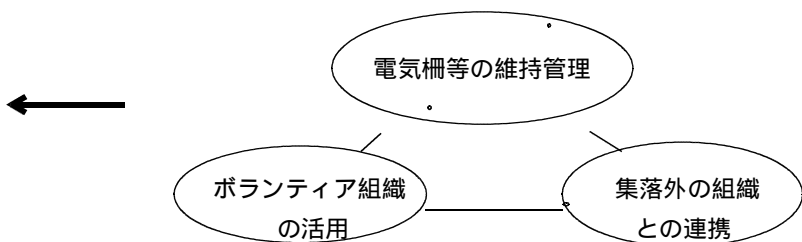
< 目的 >

上記対策を通じて「集落営農組織の充実」を図る

< 最終目標 >

鳥獣害対策を通じて、集落の農業を見直し、将来に向けて持続的な農業生産活動等を可能とする。

< 「集落営農組織の充実」を図るための具体的な取組 >



[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
耕作放棄地防止等の活動 ・農地の耕作・管理(1.9ha) 個別対応	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等 個別対応	農業機械の共同購入・共同利用 ・獣害防止柵の点検・維持等 共同取組活動
作業道等の管理活動 ・作業道、年2回 草刈り (作業道533m) 共同取組活動	集落外の組織との連携による農地等の提供 共同取組活動	担い手問題に向けた取組 ・ボランティア等の検討 共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

当地区では、約20年程前から野猿・イノシシ等による被害が発生し、近年は、植付けた作物がほぼ全滅してしまうといった深刻な状況で、耕作意欲も減少していた。

また、高齢化や担い手不足が進む中で、今後農地の管理が不十分になってしまうことや耕作放棄地が広がる可能性があった。

そこで、地域全体で有害鳥獣からの被害を最小限に食い止め、収穫の喜びを再認識しながら、耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来に向けて持続的な農業生産活動を可能となるべく協定の締結に至った。

共同取組活動では、獣害対策の電気柵の点検、草刈、補修といった維持管理など行っており、今後は、地区外の集客施設などと連携し、農作物の販売など行いながら農業生産活動を目指している。

また、休耕地となっている箇所を協議会で開墾し、コンニャクやジャガイモ等を作付けするなど耕作放棄地の解消に心がけている。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

鳥獣害防止対策の必要となる位置として電気柵の設置場所や管理すべき農作業道をマップ上に示して、参加者共同で管理する意識と耕作意識・意欲の向上を目指す。



鳥獣害防止のための電気柵の設置



共同取組活動による鳥獣害防止施設の維持管理

[平成21年度までの取組目標]

集落全体で、耕作放棄を防止し、地場産農産物の販売など、耕作が継続できる環境を維持（新規作物や品質向上へ向けた取組、販売所の確保へ向けた取組）

集落での共同取組活動を通じて、集落営農組織の充実と、多面的機能を確保（集落外ボランティアの定着へ向けた取組）

<機械・農作業の共同化を目標としている事例>

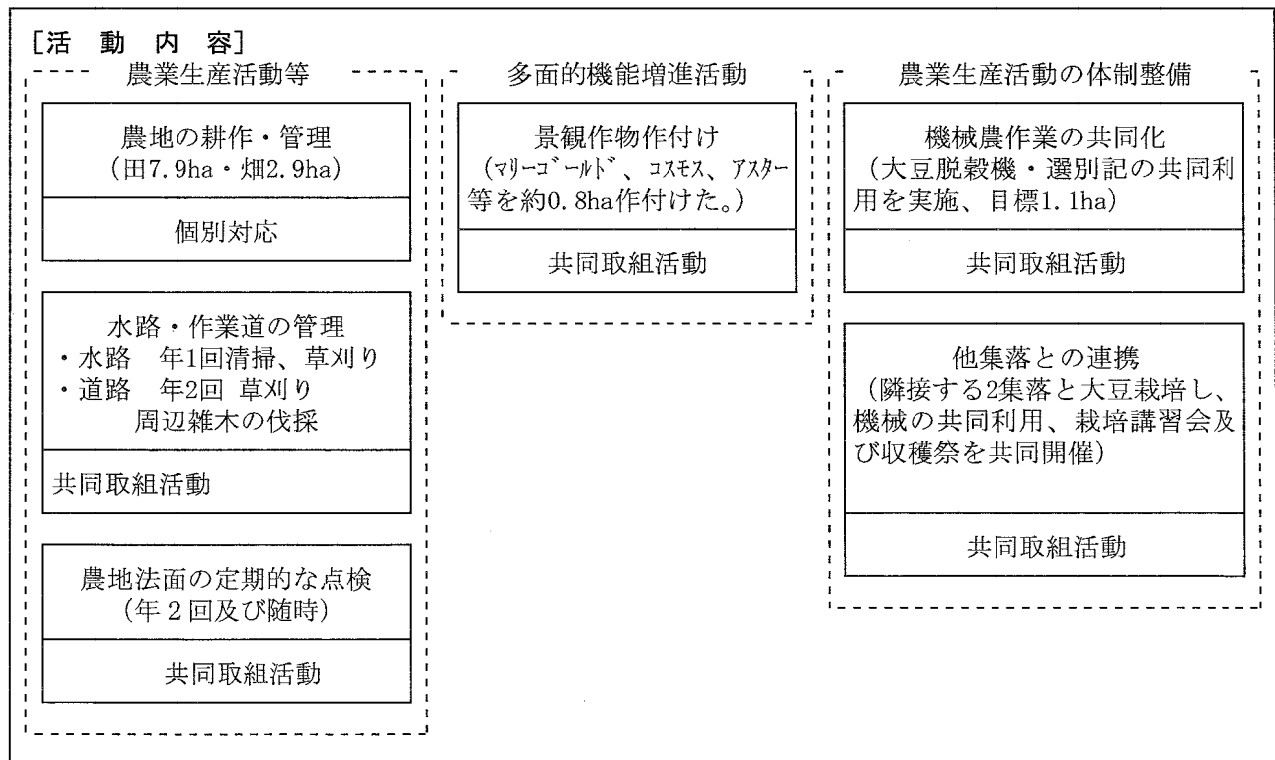
○盛んだった大豆生産を復活させよう

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長野県長野市 ^{ながのし} ^{いかにいら} 五十平			
協定面積 10.8ha	田 (73%) 水稻・大豆	畑 (27%) 大豆・野菜・果樹	草地	採草放牧地
交付金額 181万円	個人配分			50.0%
	共同取組活動 (50%)	大豆脱穀機・選別機の導入、大豆栽培講習会開催		13.4%
		大豆収穫祭の開催、会議の開催		10.4%
		水路改修、管理		10.2%
		耕作放棄地の草刈り、周辺の雑木伐採		9.9%
その他			6.1%	
協定参加者	農業者 42人			

2. 集落マスタープランの概要

隣接する2集落と連携して生産組合を立ち上げ、長野市地域奨励作物である大豆を栽培する。具体的取組として、大豆脱穀機・選別機の導入による農作業の効率化、大豆栽培講習会の共同開催による栽培技術の向上を図るほか、大豆収穫祭を開催して地域の活性化を図る。また、遊休農地を活用して花を栽培し景観保全を図るとともに、水路・農道を共同で草刈・管理するほか、老朽化した水路（250m）を改修し、持続的な農業生産活動ができるようにする。



⇕

集落外との連携

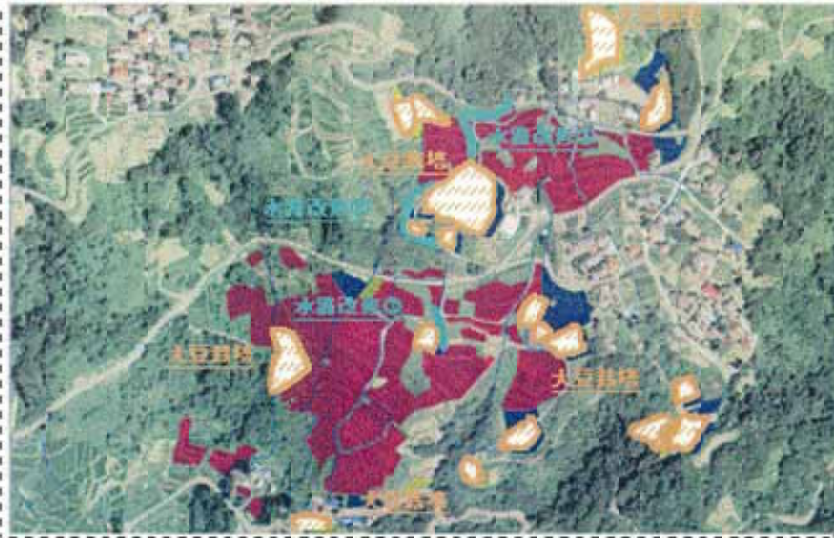
○隣接する2集落と連携して大豆の栽培、大豆選別機等の共同購入・利用、大豆栽培講習会・大豆収穫祭の共同実施。

3. 取組の経緯及び内容

遊休農地の増加を憂慮した五十平集落と隣接する2集落の有志が中心となり、かつて地区で盛んだった大豆生産を復活させようと、「七二会東部大豆生産組合」を設立した。現在、同組合を中心に「大豆選別機等の共同利用」による生産性向上、長野市の地域奨励作物である「大豆」の栽培による高付加価値型農業の実践、「栽培講習会」「収穫祭」の開催による集落間の連携強化に向けた取組を行っている。

今後は、集落間の連携強化による農業生産体制の整備を進めることで、大豆の増産と品質向上を図り、遊休農地解消、地産地消の推進に努めていきたい。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・大豆栽培予定地を图示
- ・水路改修予定（250m）



隣接2集落と連携しての大豆栽培



共同購入した大豆選別機

〔平成21年度までの取組目標〕

- 隣接する2集落と連携し、大豆栽培、機械の共同利用、栽培講習会及び収穫祭を共同開催（1年目2.5ha、目標4ha）
- 大豆脱穀機・大豆選別機の共同利用（目標1.1ha（協定農用地の10.1%））
- 老朽化している水路の改修（250m）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

震災後、集落の活性化を全員で目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県魚沼市 滝之又 <small>うおぬまし たきのまた</small>			
協定面積 35.3ha	田(100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 746万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	集落担当者活動経費(役員報酬)		10%
		体制整備活動経費(農機具購入等の助成)		22%
		集落共同取組活動経費(農道及び水路の維持修繕)		24%
		農用地維持・管理活動者経費(作業日当)		4%
加算措置(法人設立加算)				
協定参加者	農業者 72人、生産組織1組合、その他2			

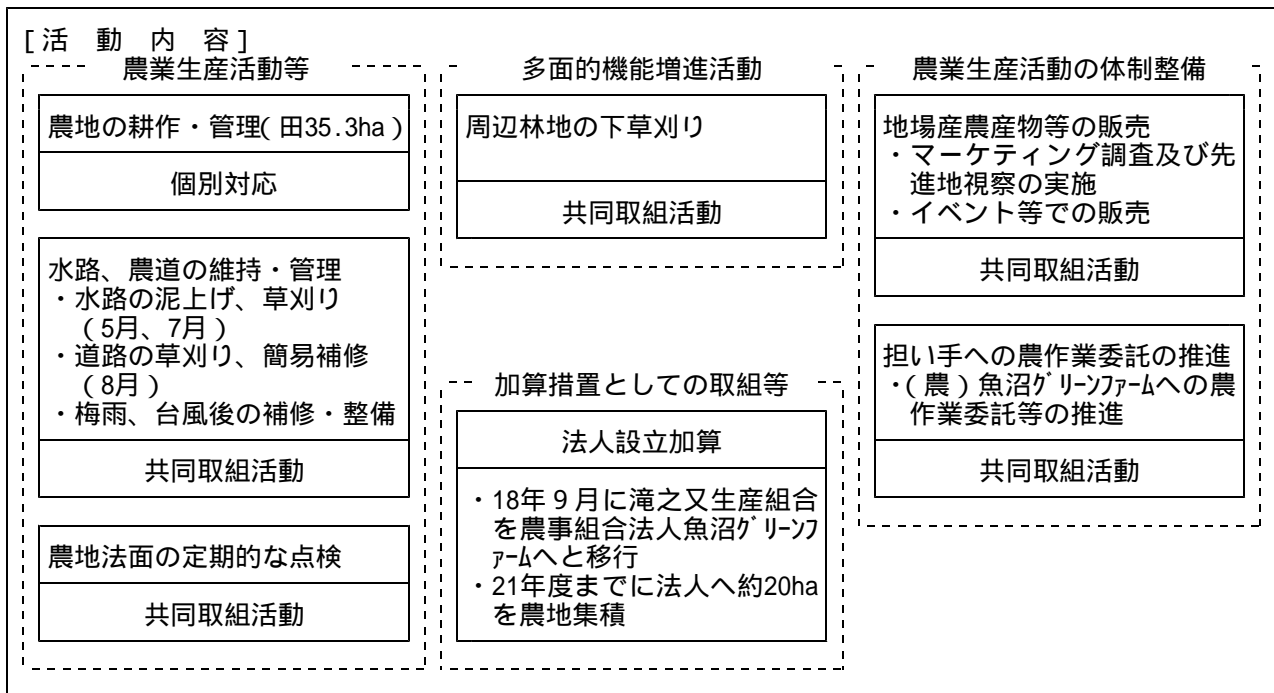
2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

地域農業の核となる生産組織を中心に、機械・施設の共同利用と農作業の受託を行い、担い手となる地域のリーダーの育成を進め、高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の発生を防止する。

(2) 5年間での活動目標

生産組合を設立し、農作業受託を促進、オペレーター及び後継者の育成、耕作放棄地の復田、山菜クラブによる地域農産物等の直売、イベント等の実施による収益の向上及び地域の活性化。



3. 取組の経緯及び内容

当集落では農業従事者の高齢化に加え、新潟中越地震の被災の影響等から過疎化が進行し、水田を個人で維持管理していくことが困難な状況にあった。このため、水路、農道等の草刈り、泥上げ等の管理作業については、協定参加者全員で行うとともに、平成17年に「滝之又生産組合」を設立し、高齢化や後継者不足から対応できなくなった農作業等の受託を行い、耕作放棄地の発生を防止することとした。

18年9月には組織の強化と継続性を図るため、農事組合法人「魚沼グリーンファーム」へと移行しており、水稻の秋作業から活動を開始している。

今後は、当法人への農地集積を進め、農業機械、農作業の共同化による効率的な営農を実現するとともに、担い手農家の育成に取り組むこととしている。なお、中越地震による被災田の復旧がほぼ完了し、19年産からの作付けが可能となることから農地の集積が促進されることが見込まれており、21年度までに20haを集積することとしている。

また、地域農産物の販売組織「山菜クラブ」を設立し、ふれあい市場（毎週土日開催）において、山菜、野菜等の販売活動を実施している。交付金を活用しつつ、先進地視察や講習会に参加し、直売技術の向上を図るとともに、耕作放棄地を利用した山菜栽培を検討している。春には山菜祭り、秋には収穫祭を開催するなど、地域の活性化に取り組んでいる。



農用地等保全マップ

- ・水路、農道等の補修・改良の位置を表示



林地の下草刈り



ふれあい市場



震災復興祈念祭

[平成21年度までの取組目標]

担い手への農作業の委託の推進

- ・ 高齢化、後継者不足に対応するため、「滝之又生産組合（18年9月に農事組合法人魚沼グリーンファームに移行）」を中心とした農業生産活動体制を構築
- ・ 当生産組合への農地の集積目標（21年度）約20ha

地場産農産物等の販売による所得向上

- ・ 地域農産物の販売組織「山菜クラブ」によるふれあい市（毎週土曜日開催）、山菜祭り、秋の収穫祭等での山菜、野菜等の直販
- ・ マーケティング調査及び先進地視察の実施

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

機械・施設の共同化による集落営農の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	三重県伊賀市 川北			
協定面積 9.5ha	田(100%) 水稲、転作作物	畑	草地	採草放牧地
交付金額 199万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	担当者活動経費		4%
		体制整備に向けた活動経費(鳥獣害防止柵経費)		5%
		体制整備に向けた活動経費(共同機械購入経費)		51%
協定参加者	農業者 15人、生産組合 1組合、水利組合 2組合			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

- ・当集落内の農地の大半は地元所有者であり、且つ川北農事生産組合に全員が加入している。農道・水路の維持管理を行い、地区内の農地は地区内で守り、川北農事生産組合の合理化運営を更に推進して、集落営農に努める。

(2) 5年間での活動目標

- ・農道、水路の管理については、水利組合長を中心として年2回の草刈掃除を行う。又、農道の修繕については、区長の管理方針に協力して、皆の出役で作業を行う。
- ・共同機械、共同施設は、現在全員が利用しているので、今後も現状を維持する。

(3) 各年度毎の活動計画

- 農業機械の共同購入(コンバインを購入して共同利用)
- 鳥獣害防止柵の設置(全集落に設置)
- 水路の漏水箇所の改良(農免道路横断柵の取替工事)
- 共同施設の修繕(屋根の塗り替え)
- 農業機械の共同購入(乾燥機を購入して共同利用)

[活動内容]		
<p>農業生産活動等</p> <p>農地の耕作・管理 (田 9.5ha)</p> <hr/> <p>個別対応</p>	<p>多面的機能増進活動</p> <p>輪作の徹底 ・転作作物の作付 (麦・大豆・牧草など)</p> <hr/> <p>共同取組活動</p>	<p>農業生産活動の体制整備</p> <p>農業機械の共同購入、共同利用 ・コンバインの購入 ・乾燥機の購入</p> <hr/> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・作業道の管理</p> <p>・水路 2.3km、年2回 清掃、草刈り</p> <p>・農道 2.1km、年2回 草刈り</p> <hr/> <p>共同取組活動</p>		<p>電気柵管理及び獣害フェンスの設置</p> <p>・集落全域に設置 (協定内：1,500m)</p> <hr/> <p>共同取組活動</p>

3. 取組の経緯及び内容

川北農事生産組合は昭和53年に設立され、川北地区の農地約17haを耕作・管理している。米作に加え、小麦及び大豆等の作付けを行うなどにより、土壌伝染性病害虫や雑草の発生抑制、肥料の利用効率の向上、土壌養分のバランス維持による地力の維持増進等の多面的機能を発揮してきた。平成12年に中山間地域等直接支払制度に取り組み、当該生産組合と個別の農家が協定を締結し、小麦及び大豆等の作業の効率化を図るため、大型機械を共同で購入した。また獣害防止策として電気柵を設置しそれなりの効果はあったが、支柱が弱く壊され非常に苦慮した反省を踏まえ、獣害フェンスを設置することとした。

近年、農作物の価格の暴落、補助金等の減少に伴い、川北農事生産組合の経営は非常に困難となってきているが、構成する農家が一丸となって農地保全に努めている。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・ 協定農用地の状況、又管理している道路・水路が確認できる。
- ・ 獣害防止施設（電気柵）の設置箇所を確認できる。

- 農道
- 水路
- 獣害防止柵



共同購入したコンバイン



協定対象農用地

[平成21年度までの取組目標]

大型機械の共同購入、共同利用、共同作業による集落営農の効率化・低コスト化
(現状)トラクター・田植え機での共同利用、共同作業

(目標)トラクター・田植え機・コンバイン・乾燥機による共同利用、共同作業
鳥獣害防止施設(電気柵)設置により猿・鹿・猪による農作物被害の減少

(現状)電気柵 獣害フェンス(協定内1,500m)
共同作業による水路の改良、施設の修繕

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

特定農業団体で機械農作業を推進

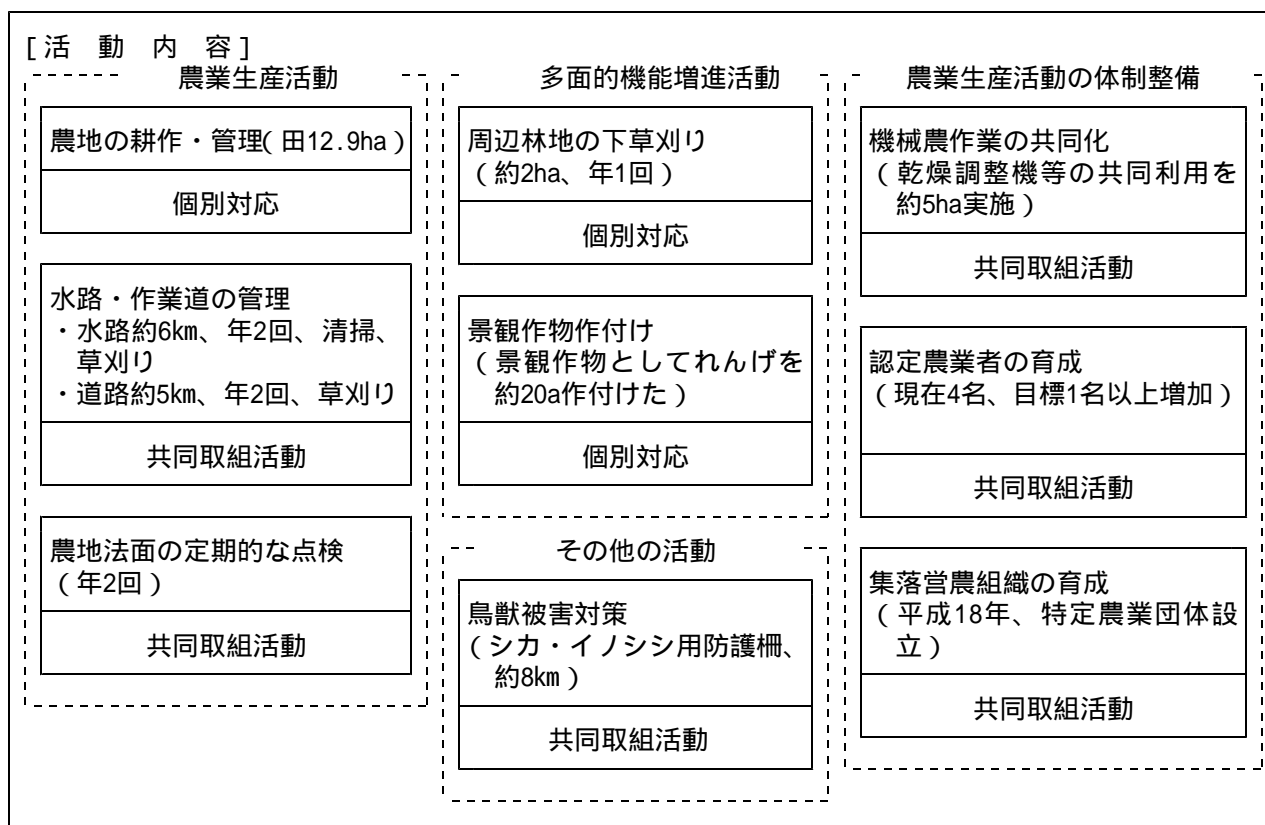
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	奈良県宇陀郡御杖村 <small>うだぐんむつえむら</small> 菅野東団地 <small>すがのひがしだんち</small>			
協定面積 12.9ha	田(100%) 水稲、法蓮草	畑	草地	採草放牧地
交付金額 103万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	鳥獣害防止柵設置等のため積立		100%
協定参加者	農業者 39人			

2. 集落マスタープランの概要

将来的には、地区内での合意形成を図りながら集落を基礎とした集落営農の構築が不可欠。このため、担い手農家や営農組織を育成し、農作業の受託・農用地の集積・農業機械の共同利用を推進する。これら担い手と高齢農家、兼業農家が有機的な連携を図りながら地域農業の維持発展を目指す。

5年間の目標としては、農地保全のための活動に加え、シカ・イノシシ防護柵の設置や未舗装の農道を改良する。機械の共同利用化、認定農業者等の育成、担い手への農作業の委託を推進していく。



3. 取組の経緯及び内容

当地区は、ほ場整備や農業用水・農道等の基盤整備が比較的整っているが、兼業農家が多く、また高齢化が進み一刻も早い担い手確保が求められていた。

そこで今年度、特定農業団体「菅野東農産組合」を立ち上げ、担い手経営展開リース事業で稲刈り機、乾燥調整機、田植機、畦塗り機等を導入し、機械の共同利用化へ一歩踏み出した。今秋は地域のサービス事業体として、村内外から約10ha農作業受託も行うなかで「自分の米を食べたい」というニーズを踏まえて、個別乾燥に対応できる乾燥機を導入しており、来年以降農作業受託面積の増加が期待されている。





また、今年度に元気な地域づくり交付金でシカ・イノシシ用防護柵、来年度に県単事業で暗渠排水工事が計画されており、交付金はその地域負担分に本交付金を積み立てて使用することになっている。

今後は担い手と兼業・高齢農家の連携を図りながら、農産物加工品作りや新規就農者確保も含め、多様な展開を図っていきたい。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

-  道路改良が必要な箇所
-  農振農用地
-  農作業の共同化及び受委託が必要な範囲
-  獣害防止柵の設置箇所



稲刈り機の共同利用



シカ・イノシシ用防護柵

[平成21年度までの取組目標]

機械の共同化（当初0ha、目標9ha（協定農用地面積の70%））

新規就農者の確保（現在4名、目標1名以上増加）

< 機械・農作業の共同化を目的としている事例 >

エコファーマーを中心に機械の共同利用化を図る

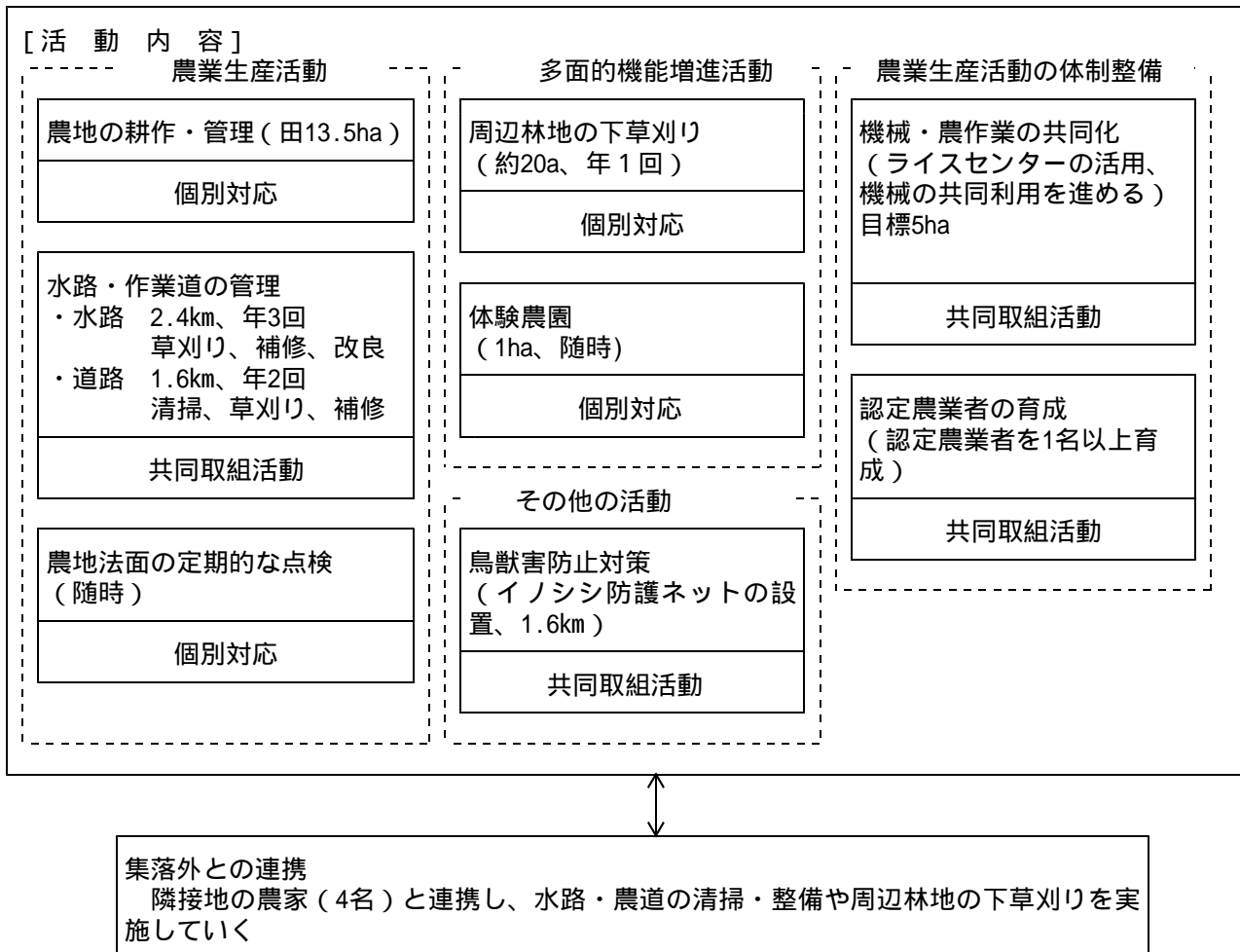
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	奈良県御所市 <small>ごせし</small> 西佐味 <small>にしさみ</small>			
協定面積 13.6ha	田(100%) 米、野菜	畑	草地	採草放牧地
交付金額 285万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	共同利用機械購入等費		25%
		鳥獣害防止対策、道・水路管理費		25%
協定参加者	農業者 35人			

2. 集落マスタープランの概要

将来にわたる営農と集落の活性化を実現できるよう集落組織化の体制強化を図り、高齢化等による耕作放棄地の発生防止、畜産堆肥の利用促進、農作業受委託の推進、更には新規就農者確保・認定農業者の育成などの取組みを展開し、農地の保全と生産性の向上に努め、活力ある地域を目指す。

5年間の目標としては、水路・農道の管理・補修・改良、鳥獣害防止用ネット・柵等の設置、農業用機械の共同購入、農作業受委託の推進を進めていく。



3. 取組の経緯及び内容

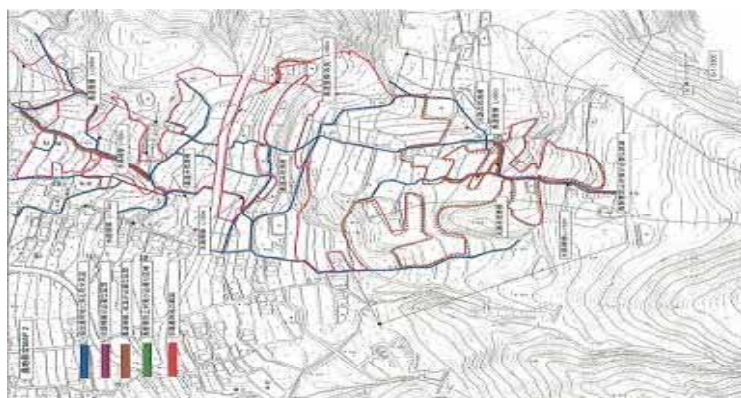
本集落では、高齢化や後継者不足による将来の農業経営に対する不安や耕作放棄地の発生等の問題を抱えていた。そこで前対策ではエコファーマーの認定を受けた7人の担い手を中心に営農組織を設立し、ライスセンターの設置、イノシシ等の被害防止対策、エコファーマー認定制度、もぐらの生態・捕獲方法等の学習会の開催等に取り組んできた。

新対策では、環境に優しい農業を一層推進(農薬に頼らない除草)するために、来春の田植え後に米ぬかペレットを散布する予定で、今年、米ぬかペレット製造器を共同購入したところである。






今後は農家個々の経済面、作業面でも負担を減らすため、農家間の機械の共同利用化を進めていくことにしており、トラクター等の共同購入やライスセンターの活用も検討していくこととしている。

今後も耕作放棄地を作らないよう協定者同士でカバーし合っていき、将来的には集落営農化も視野に入れ活動していきたい。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

-  用水系図
-  水路補修が必要な区間
-  農道補修等が必要な区間
-  鳥獣害防止対策が必要な区間
-  対象農用地の範囲



水路補修・改良の様子



防護ネットの設置



ペレット成形機

[平成21年度までの取組目標]

ライスセンターの活用、機械の共同利用を進めていく(目標5ha)

認定農業者の確保(現在0名、目標1名以上)

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

営農組合の活用による農作業の共同化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鳥取県岩美郡岩美町 <small>いわみぐんいわみちょう</small> 小田南部地区 <small>おだなんぶちく</small>			
協定面積 69.2ha	田 (98.3%)	畑 (1.7%)	草地	採草放牧地
	68.0 (水稲)	1.2 (露地野菜)		
交付金額 1,086万円	個人配分			50.0%
	共同取組活動 (50%)	会議費、役員報酬、研修費、事務委託		15.2%
		鳥獣被害防止対策		4.0%
		農道・水路管理費		3.2%
		景観作物植栽・管理		1.8%
農機具購入積立			25.8%	
協定参加者	農業者100人、小田南部地区営農組合、農業生産法人			

2. 集落マスタープランの概要

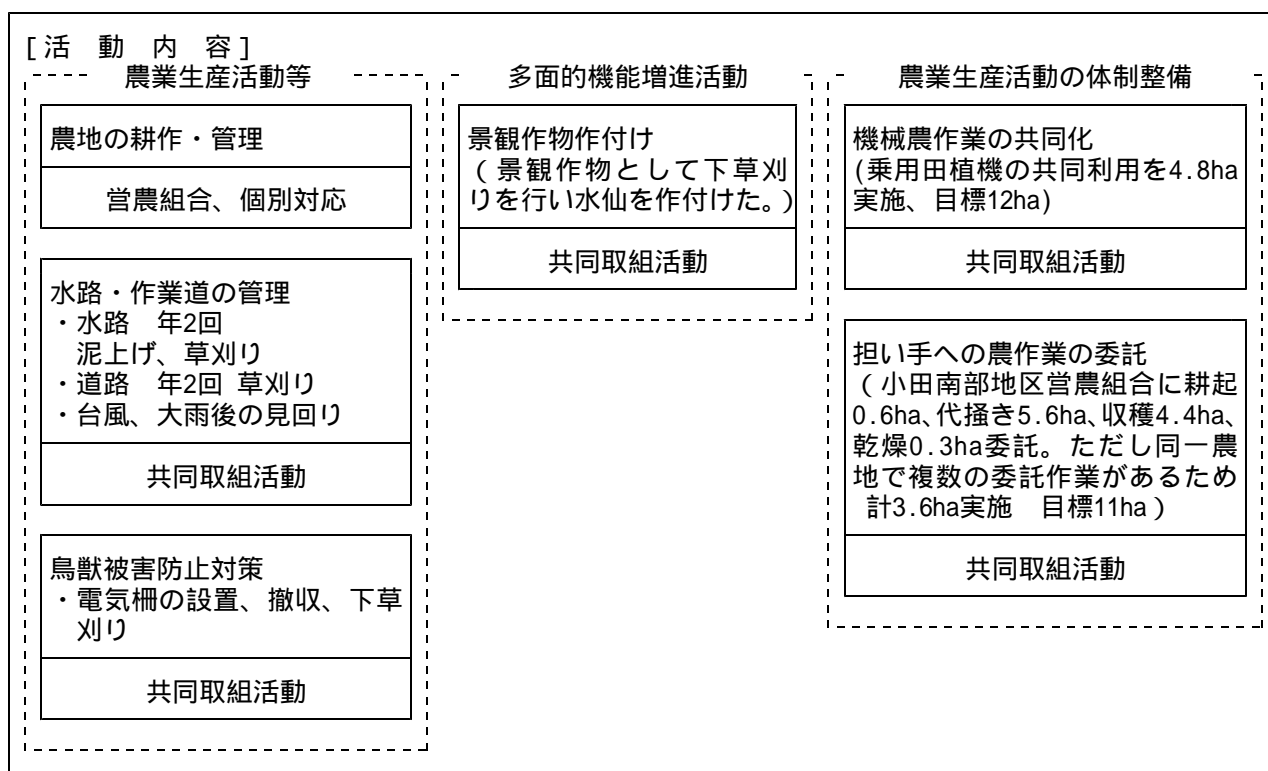
(将来像) 当面は、小田南部地区営農組合を担い手に位置づけ、農作業委託を斡旋し耕作放棄地の発生防止に努める。また、将来的には法人化を目標に大型機械の装備とオペレーターの人材育成を図り、利用権設定による農地集積を加速し低コスト水田農業を目指す。

(5年間の目標)

組合所有の乗用田植機による機械の共同利用面積を、現状4.8haから12.0haに増加させる。

現在営農組合が実施している農作業委託(耕起、代掻き、収穫)3.6haを11.0haに増加させる。

地元の「たきさん温泉」の周辺美化のため、地区老人クラブ「小田仙寿会」の協力を得て水仙や芝桜の植栽・管理を行う。



3. 取組の経緯及び内容

当初、各集落単位での協定締結を検討したが、集落間の出入作等があるため、団地設定ならびに共同取組活動を行うことは困難と考えた。

このためやむなく、土地改良事業区域の農地の維持管理を業務とする土地改良区に着目した。各集落選出の理事が代表者として実際に活動していることもあり、集落間の調整、連携が容易で、直接支払制度の目的の一つである道水路の維持管理と土地改良区業務が一致することもあり、土地改良区の区域で小田南部営農組合を設立し、直接支払事業へ取組んだ。

土地改良区の区域で集落協定を締結することに決定した理由をまとめると、以下のとおりである。

土地改良区の区域が直接支払の対象農地と一致したこと。

広域な範囲で行うことにより、出入り作の調整がよりスムーズにできる。

財政的な規模が大きくなるため、多額の出費を伴う活動も可能となる。

協定の運営の中心となる人材の確保が行いやすい(土地改良区の理事など)。

改良区事務局が事務処理を受持つことにより、繁雑な事務処理から解放される。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・平成17年度時点で補修が必要な水路、農地を点検
- ・水路1箇所、農地法面3箇所以上の補修
- ・マップの作成にあたっては土地改良区と連携



乗用田植機の共同利用



小田南部地区営農組合への収穫作業委託

[平成21年度までの取組目標]

協定農地での乗用田植機の共同利用による営農の効率化・低コスト化

(当初4.8ha目標12ha(協定農用地面積の17%))

担い手(小田南部地区営農組合)への農作業委託(当初3.6ha、目標11ha(協定農用地面積の16%))

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

すみたい楽園 “まめなかえ” (元気でやっていますか)

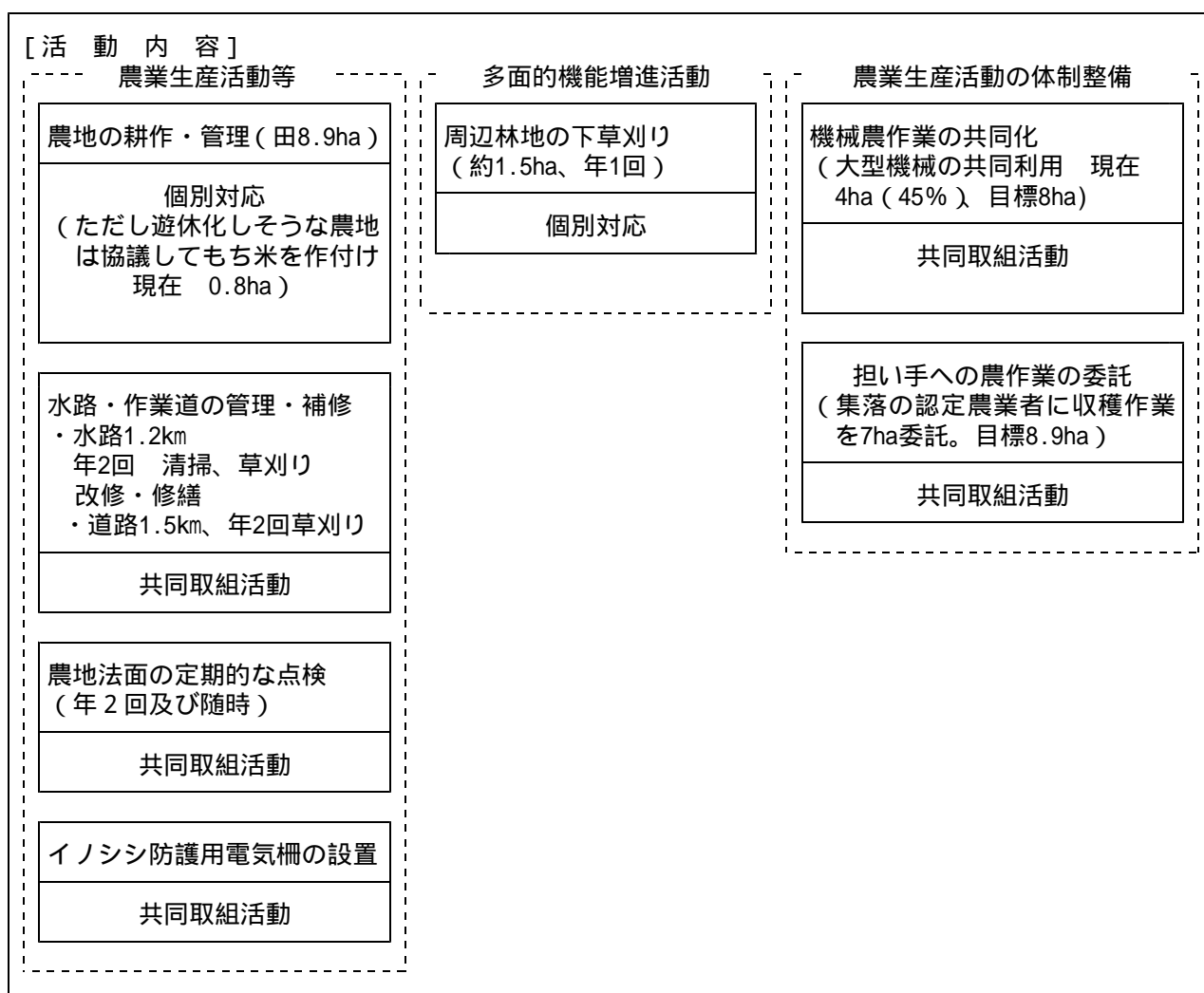
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鳥取県東伯郡湯梨浜町 <small>とうはくぐんゆりはまちょう</small> 園 <small>その</small> (河本・菅町) <small>かわもと・すがまち</small>			
協定面積 8.9ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻(うちもち9%)			
交付金額 133万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	イノシシ対策の電気柵設置		30 %
		農道水路等の草刈り、泥上げ		10 %
		定期的な除草剤散布及び点検活動		10 %
協定参加者	園農地活性化組合(=協定本体) 構成員34人(うち農家21人、非農家13人)			

2. 集落マスタープランの概要

耕作放棄地を発生させないよう、遊休化しそうな水田ではもち米栽培を行ってもらよう話し合いを行って地域ぐるみで取組み、活性化を図っていく。

農地活性化組合で農機具を共同所有し、受託を増加させて基盤整備済み水田の耕作放棄ゼロの状態を維持していく。



3. 取組の経緯及び内容

農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加、また農業従事者の減少により、農道水路の草刈りや整備にも支障が出るのが懸念される。

これらの解消の一環として、遊休水田を活用したもち米栽培に地域ぐるみで取組み活性化を図る。非農家も参加し共同作業を行っているが、さらなる参加の増加を目指す。

農地活性化組合では、大型農業機械を共同所有し、機械作業の受託を行い、農業機械を所有しなくても耕作できる状態となった。年々組合への加入者や受託が増加しており基盤整備済みの水田の耕作放棄は発生していない。

また、交付対象とならないが、一体的に保全していく必要がある農地（+4.7ha）も共同取組み活動の対象とし維持していく。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

イノシシ防護用電気柵

(L=1,800m)

用排水路改修・修繕

(L=1,160m)



電気柵点検状況



用排水路整備状況

[平成21年度までの取組目標]

耕作放棄地ゼロ化のためのもち米栽培面積の漸増（状況に応じて）

集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化

（当初4ha目標8.9ha（協定農用地面積の100%））

担い手への利用集積（当初3ha、目標8.9ha（協定農用地面積の100%））

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

稲作体験学習と農作業の共同化に取り組む

1. 集落協定の概要

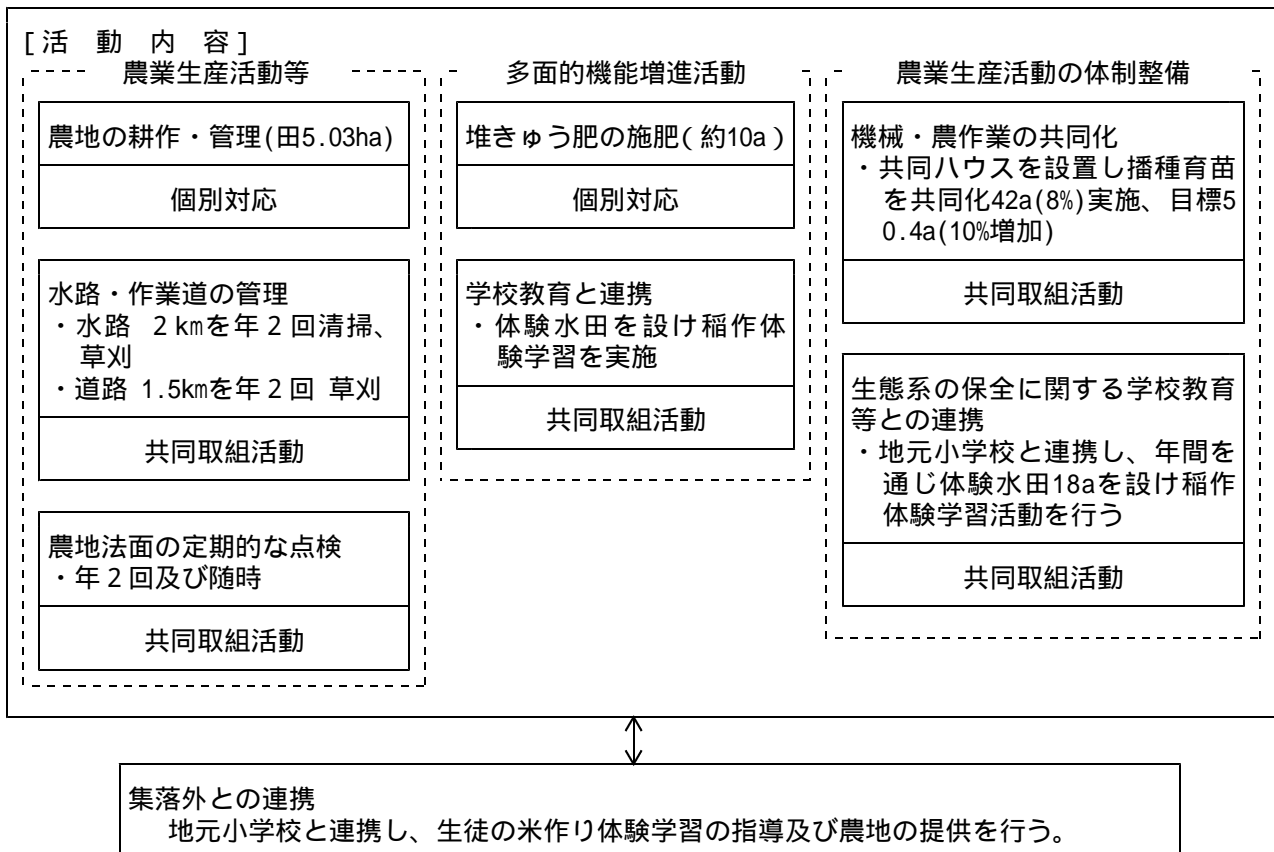
市町村・協定名	島根県 <small>おきぐん</small> 隠岐郡 <small>おきのしまちよう</small> 隠岐の島町 <small>みなと</small> 湊			
協定面積 5.03ha	田(100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 105万円	個人配分			70%
	共同取組活動 (30%)	農業生産活動の体制整備に向けた活動の経費		20%
		水路・農道等の維持管理、共同作業経費		10%
協定参加者	農業者 22人			

2. 集落マスタープランの概要

当集落では、これまで引き継いできた美しい水田環境を守り、これを次世代に残し伝えるために集落づくりを推進する。集落の高齢化が進む中、農作業にかかる機械・施設の共同利用を推進し、将来も営農が継続できるように取り組む。

また、地域の学校と連携し子ども達に水田づくりを通して農業生産活動や景観保全を学ぶ機会を創出する。

1. 機械・施設の共同利用を進めます。
2. 担い手又は農業公社に基幹的農作業の受委託を推進します。
3. 高齢者も、できる範囲で農作業に係りを持つ形での営農を推進します。
4. 小学校と連携し子どもたちに農業生産活動等を通じて学ぶ機会を設けます。



3. 取組の経緯及び内容

農家の高齢化等が進む当地区では、将来に向けて農地を維持していくことが難しい状況になることが予想されるため、集落全体での農地維持や営農について対応していくことが求められていた。このため、集落協定に取り組むことで、それぞれの農家の課題を集落全体の課題として捉え活動を進めることとした。

集落の目指すべき方向性は、取り組みが出来ていなかった機械・農作業の共同化の推進を図りながら、高齢者も農業に係わりをもつ形を目指すものである。

また、集落内児童が通う中村小学校と連携し、地域の子どもたちが稲作体験学習を通じて学ぶ機会を設けることで、子どもから高齢者までが係わりを持つ活動を通じて地域の活力を育んでいくこととした。

農用地等保全マップ

基幹的農作業の共同化を進めたい範囲(5ha)
 作業道の修繕を要すると思われる範囲
 共同利用する農家ハウスの設置予定箇所

【マップの解説】

このマップでは、次の点を示しています。

- 機械・農作業の共同化を進めたい範囲（黄土色）
- 作業道の修繕を要すると思われる範囲（茶色）
- 共同利用ハウス設置予定箇所（黒矢印）

中村小学校4～6年児童が稲作学習
集落協定代表者による秋の稲刈り指導

共同利用ハウスを設置し播種育苗の共同化

[平成21年度までの取組目標]

- 機械・農作業の共同化（当初0ha、目標50.4a（協定農用地面積の10%））
- 学校教育と連携し稲作体験学習を実施（毎年）
- 集落座談会の開催（毎年）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

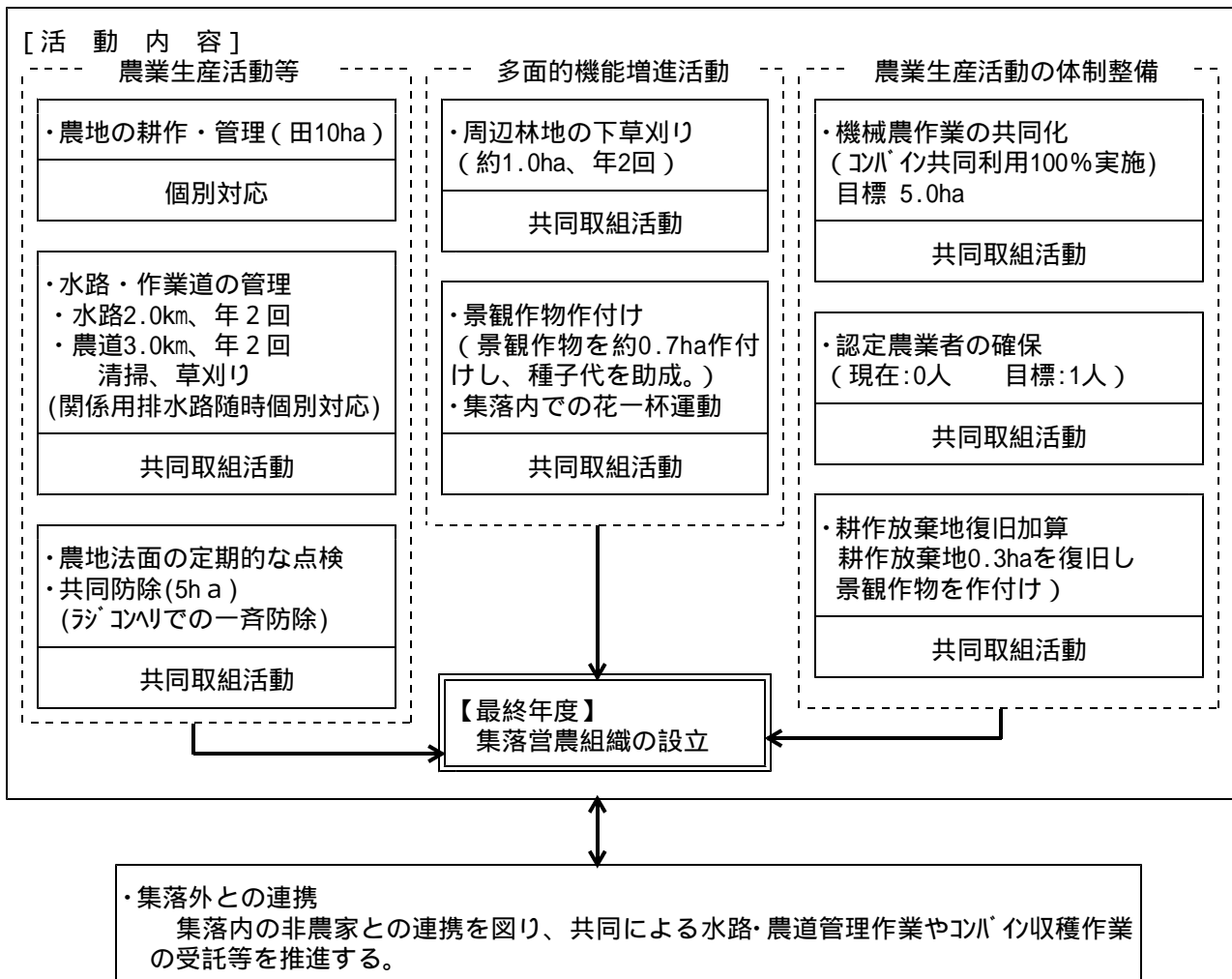
共同機械導入による労力の軽減と認定農業者の育成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岡山県真庭市 釘貫 <small>まにわし くぎぬき</small>			
協定面積 10.2ha	田 (98.1%)	畑 (2.9%)	草地	採草放牧地
	水稲、青大豆	野菜	—	—
交付金額 214万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	担当者報酬及び総会時経費		9%
		共同機械購入費・景観作物助成費		29%
		農地維持管理費、共同取組活動費		14%
協定参加者	計18人(農業者 16人、非農家 2人)			

2. 集落マスタープランの概要

共同機械導入(コバィン)による農業機械の過剰投資抑制と作業労力の軽減(0ha 5.0ha)
 無人ヘリによる水稲の共同防除(1回/年)の実施。(約5ha)
 認定農業者の確保(0人 1人)及びオペレーターの育成(0人 2人)
 集落内非農家との連携(2人)による道水路・周辺林地の清掃等の管理(年1回)
 集落の将来を見据えた集落営農組織の設立にむけた取組み実施。



3. 取組の経緯及び内容

本集落は、前対策を踏まえ、農地の保全や集落機能について現状維持の取組みを行っていた。しかし、大半が兼業農家で一戸当たり平均耕作面積は65aと小さく、農業従事者の平均年齢も62歳と高齢化が進んでいることから、農地の維持管理等の個別対応と機械への過剰投資となる個別完結型の経営形態では、将来、耕作放棄地が発生することが懸念された。

このため、集落の話し合いにより水稻の基幹的農作業（5ha）の労力軽減と省力化を図る観点から、平成17年秋からコンバインによる収穫作業の共同化を実施するとともに新規に認定農業者1名を確保することとして、平成18年度から体制整備単価への取組み変更を行った。加えて、集落内の非農家との連携による道・水路の管理や、集落内の環境美化のため景観形成作物の植栽による「花いっぱい運動」に取組んだ。

これらの活動に当たっては、話し合いで年間のスケジュール調整が必要となり、その結果、集落内の効率的・計画的な取組みが可能となった。このため、集落において農家のコスト意識が発現するとともに、非農家との連携による集落内の相互補完機能が高まり、より一層の共同化に向けたラジコンヘリでの共同防除も取組まれるようになり、認定農業者を中心としたオペレーターによる集落営農組織育成と法人化へ向けた動きにつながっている。

	<p style="text-align: center;">農用地等保全マップ</p> <p>【実践内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内用排水路の管理・点検作業等の位置確認。 ・ 水路補修箇所（1～5）の確認。 ・ イノシシ防護柵の日常点検及び 補修等の必要箇所の把握。 ・ 集落内栽培作物・コンバイン収穫及び共同防除位置の年次把握。
--	--



共同機械導入（コンバイン）



周辺林地・道水路の草刈り

[平成21年度までの取組目標]

- 集落内非農家との連携による多面的機能の増進活動推進（当初0人 目標2人）
- 他集落との連携による河川清掃・花壇等による集落環境美化活動
- オペレータの確保（当初0人 目標1人）
- 集落でのコンバインの共同利用による営農の効率化・低コスト化・労力軽減（当初0ha 目標5.0ha（協定農用地面積の50%））
- 認定農業者の確保（当初0人 目標1人）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

1 6 集落の地区協議会による集落協定と営農組織育成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市 内日			
協定面積 76ha	田 (100%) 水稲・野菜	畑	草地	採草放牧地
交付金額 1,602万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	担当者活動経費		2%
		農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の経費		2%
		共同機械購入にかかる積立・繰越		46%
協定参加者	農業者135人			

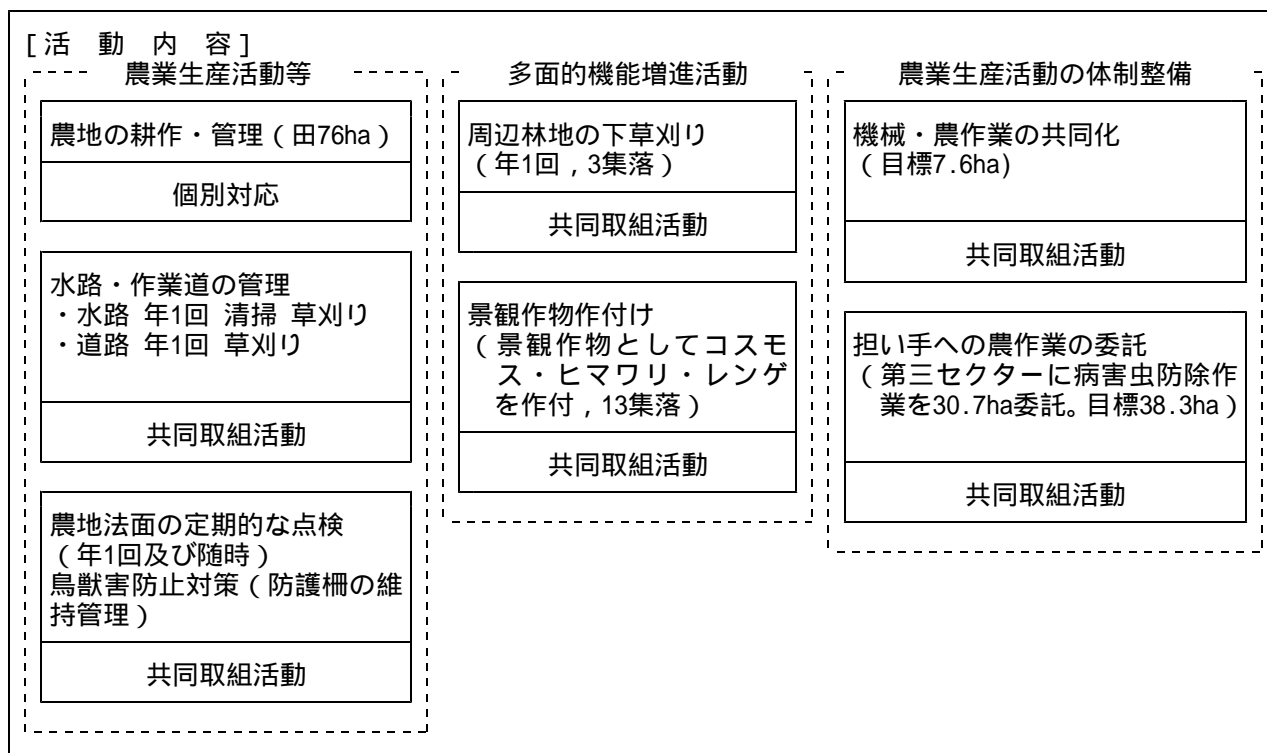
2. 集落マスタープランの概要

内日地区が抱える高齢化及び担い手不足等の諸問題に対応するため、本制度が第二期対策へ移行したことを機に、内日地区16集落が一本化し、「内日地区中山間振興協議会」を設立し、地域の連携を図るとともに内日地区全体の農用地維持管理と作業受委託組織の構築を目指すこととしている。

五年間の目標

- ・生産性・収益向上に向け、共同利用機械を購入し、農作業共同化推進。
- ・協定の農地7.6haの共同化(10%の増加)
- ・地域の担い手である「豊田あくりサービス」(第三セクター)へ病虫害防除作業を委託推進。
- ・協定の農地7.6haの農作業委託(10%の増加)

また、耕作放棄地の防止、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付を集落単位で活動を継続し、維持管理が困難な農用地等が発生した場合には、地域が連携して維持管理を実施。



3. 取組の経緯及び内容

下関市内日地区は、前対策では14集落(15協定)が個々に協定を締結し、制度に取り組んでいたが、農業従事者の高齢化の進行、担い手不足等の諸問題を抱えていた。そのような中、新たな対策からは内日全体での大型共同機械購入による農作業共同化に向けた取り組みを行う気運が高まり、前期対策未取組集落も加わり16集落が一本で協定を締結し、「内日地区中山間振興協議会」を設立している。

現在、共同取組活動である農地の保全や農作業の集積、委託を進めつつ、協議会で営農体制の整備や共同機械の導入などについての協議を重ねている。

今後、内日地区全体でのフォロー活動や、営農組織育成に向けた活動をさらに充実したものとし、内日地区ぐるみでの集落営農組織の構築に向け、尽力していく予定である。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・農地の作付状況及び鳥獣害防止柵設置予定箇所を記載。
- ・本マップを活用し、共同機械の利用計画、担い手への農作業委託箇所を検討。



共同作業（農道の草刈り）



共同作業（水路の草刈り）

[平成21年度までの取組目標]

大型機械の購入・共同利用による刈り取り作業の共同化

(当初 実績なし 目標 7.6ha (協定農用地面積の10%))

担い手への農作業委託

(当初 30.7ha 目標 38.3ha (新たに取組面積を協定農用地面積の10%以上増加する))

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

既存の機械を活用した共同化と水路農道の整備を推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県宇部市 <small>うべし なかうない</small> 中宇内			
協定面積 7.5ha	田 (100%) 水 稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 157万円	個人配分			19%
	共同取組活動 (81%)	役員報酬		7%
		水路農道整備経費 (資材費等)		48%
		周辺林地管理経費 (作業日当)		25%
		事務費		1%
協定参加者	農業者9人、非農業者2人			

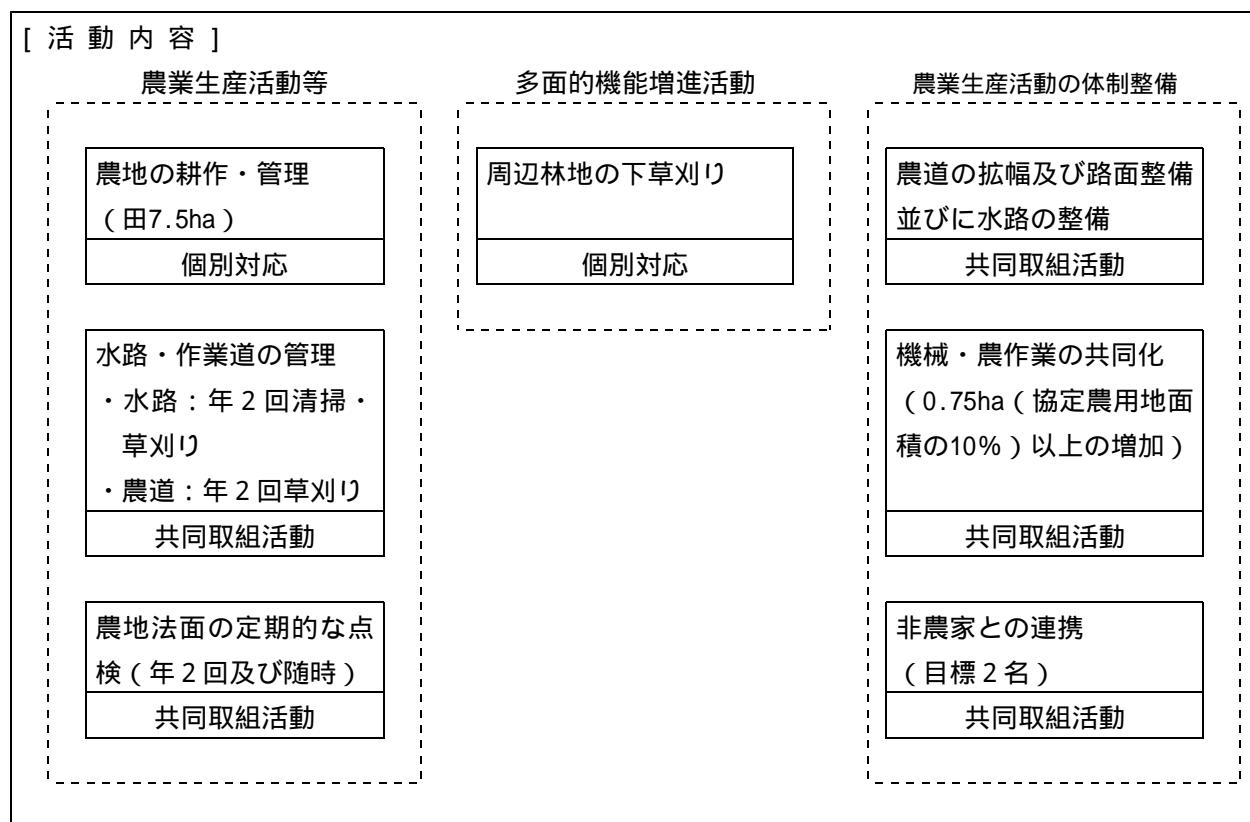
2. 集落協定マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

農作業共同化へ向けて体制を整備するとともに、水路・農道などの生産基盤の整備を図る。併せて、非農家にも協定参加を要請し、将来的に農業生産活動等の持続可能な体制を構築する。

(2) 5年間の活動目標

機械・農作業の共同化を0.75ha(10%)以上増加させ、2名以上の非農業者と連携した活動を定着させることとしている。



3. 取組の経緯及び内容

本集落協定は前対策から農作業の共同化などを目標に活動を行ってきたが、本対策においても、前対策での方向性を維持・発展させ、農業生産活動等を将来的に持続可能なものとするための、より強固な体制整備を主眼とした取組を実施している。

(1) 農作業の共同化

各農家で所有する機械を、共同利用のための機械として提供・登録し、農作業の共同化を推進している。

(2) 水路・農道の基盤整備

第1期対策では、交付金の個人配分割合を50%としていたが、第2期対策からは19%に減少させ、水路・農道の基盤整備費用に充てている。業者に依頼するのではなく、必要な資材等を交付金で購入し、集落の共同取組活動として農道の拡幅及び路面整備並びに水路基盤の整備を実施している。

(3) 非農家の集落協定への参加

第1期対策での参加はなかったが、第2期対策では2名の参加が実現している。

農用地等保全マップ



【保全マップの解説】

農道の拡幅及び路面整備に係る計画箇所の記載



農作業機械の共同化
(共同機械には登録標を貼付)



水路・農道の基盤整備
(集落の共同取組活動として整備)

[平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化：目標0.75ha（協定農用地面積の10%）以上での実施

農道の拡幅及び路面整備並びに水路基盤の整備

非農家の集落協定への参加：目標2名

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

農業生産法人設立～農地集積、作業受託の拡大発展～

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県岩国市周東町 <small>いわくにししゅうとうちょう</small> 平畑 <small>ひらはた</small>			
協定面積 37ha	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
	水稲、麦			
交付金 642万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員・報酬・会議費		6%
		水路農道・林地・獣害対策・景観作物管理費		17%
		担い手育成経費 研修視察経費		6%
		共同機械購入費		7%
機械積立金			14%	
協定参加者	53名、平畑営農組合(53)			

2. 集落マスタープランの概要

平成12年度から中山間直接支払制度への取り組みをしており、平畑営農組合を主体として農作業の受委託が進められている。また、水路、農道管理、林地管理等を日常的に行っている。今後、耕作放棄地を解消し、将来にわたって、多面的機能を確保するため、農業生産法人「虹の里」を立上げ、集落農用地の利用集積、作業受委託を行っていくこととしている。

5年間の具体的な取組として、法人の活動を強化する。麦栽培の省力化のため、共同作業機械を整備し、法人と集落が連携し農地の集積を図り、協定面積の30%以上の利用権設定等を目指す。

[活動内容]		
農業生産活動等 農地耕作・管理(田37ha) 個別対応、共同取組 獣害防護柵の設置 イノシシ防護柵設置 共同取組活動 水路・農道の管理 ・水路、草刈、泥上げ ・農道、草刈、補修 共同取組活動	多面的機能増進活動 景観作物作付け 彼岸花・菜の花等 共同取組活動 都市農村交流 どんど焼き 共同取組活動	農業生産活動の体制整備 利用権設定及び農作業 ・受委託の締結30%以上 ・麦栽培の農地集積 共同取組活動 加算措置としての取組 ・農業生産法人設立加算 ・土地利用加算 共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

当地域では、地形的な条件から平前と平本の2集落の範囲で、前期対策に取り組んできた。また過去、ほ場整備についても2集落で実施し、任意の営農組合である「平畑営農組合」が設立されていた。

現対策の実施にあたって、協定では5年～10年後にも現在の集落環境や美しい景観、伝統行事や人の輪が後世にまで引き継げるよう、「平畑営農組合」を発展させ、農業生産法人「虹の里」を21年度までに設立することが合意され、共同取組活動に取り組んでいる。

今後5年間の共同活動を通じて、法人を平畑地区の農業の担い手として体制整備を進め、耕作放棄地の発生防止・多面的機能の維持・増進を目指す。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

・役場が提供したオルソ図面を活用し、関係する箇所を色分けして図示している。

赤：鳥獣防止対策

桃：5年後までに草刈り等の共同作業が必要

黒：法面、水路、農道の改良実施

茶：3作業集積農地

青：麦栽培農地



法人登記のための会議



共同作業による麦収穫

[平成21年度までの取組目標]

農作業の受委託面積を3作業（耕耘、田植、収穫）を合わせて、協定参加農用地面積30%を目標。市道、農道沿いの崩落防止や景観形成のため、花の植え付け。転作田を使って、麦栽培の拡大。

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

定年帰農者をよぶ機械・農作業の共同化、 学校教育との連携～

1. 集落協定の概要

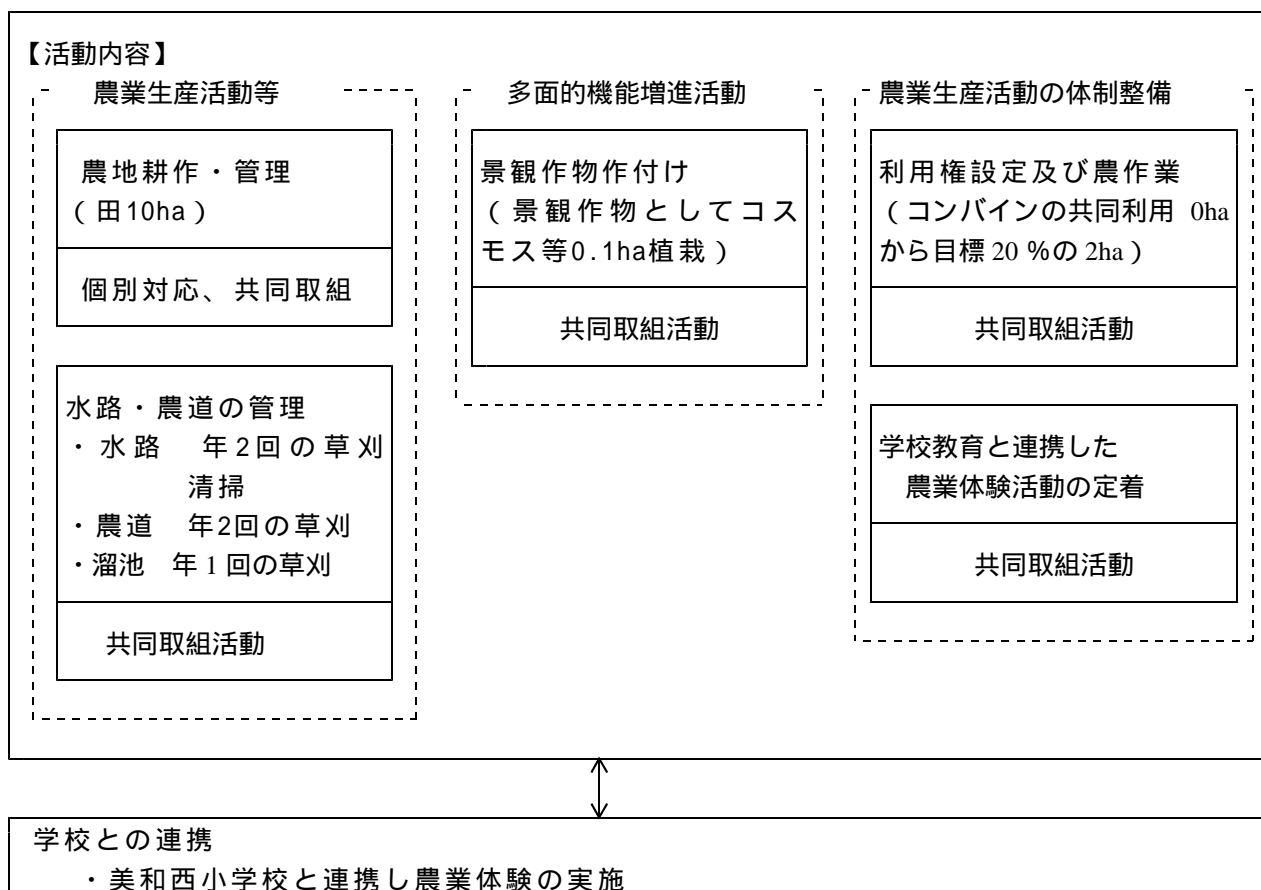
市町村・協定名	山口県岩国市美和町 <small>いわくにしみわちょう</small> 長野 <small>ながの</small>			
協定面積 10ha	田 (99%) 水稻	畑 (1%) 野菜	草地	採草放牧地
交付金 136万円	個人配分			23%
	共同取組活動 (77%)	役員報酬・研修費・パトロール 水路農道管理費・溜池管理 学校教育関連経費・景観作物管理費 共同機械購入費 事務・会議費他		12% 6% 6% 49% 4%
協定参加者	農業者43名、水利組合1、非農業者(5)			

2. 集落マスタープランの概要

現在、集落では前対策において購入したコンバインを活用した農作業の共同利用が進められている。今後は、定年帰農者等を活かした継続的な営農体制を整備し、農地の保全を図るとともに、集落内にある美和西小学校と連携して、田植え・稲刈りを中心とした体験農業を継続的に実施することにより、食文化学習の高揚を図る。

5年間の具体的な目標

- ・購入した共同機械等を利用し、協定面積の20%以上で共同化を行う。
- ・美和西小学校と連携した農業体験の取組を定着させる。







3. 取組の経緯及び内容

当地区は、平成 12 年度から中山間直接支払制度へ取り組んできており、水稲栽培中心の個別完結型がほとんどであったが、前期対策で購入したコンバインを活用した農作業の共同利用が進められてきたが、数年先には高齢化による耕作放棄地の発生が心配されていた。

新たな対策に取り組むに当たり、話し合いを行った結果、集落の生活環境や農地の保全を図ることが合意された。

協定では、5 年間の具体的な取組として、農業への定年帰農者等の参加誘導、共同機械による農作業の共同利用の拡大、集落内にある統合小学校との連携を行うこととし、非農業者や児童、その保護者に農業の体験学習を実施することで、次世代に繋げる集落を目指している。

<p>農用地等保全マップ</p>	<p>【マップの解説】 協同取組活動をスムーズに行うため以下の項目を記入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の共同化の範囲  ・ 学校との連携学習農地  ・ ポンプ改修予定箇所 
	

	<p>黄金刈った 美和西小学校 4年生 米作り</p>
<p>恐る恐るかまに挑戦</p>	
<p>美和西小学校の体験学習の記事</p>	

	
<p>管理する溜池と整備した共同機械</p>	

[平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同利用面積を1作業(収穫)、協定参加農用地面積20%を目標。
 学校教育との連携 市道・学校沿いの景観形成のため、花の植え付け。

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

スプリンクラー施設による共同防除

1. 集落協定の概要

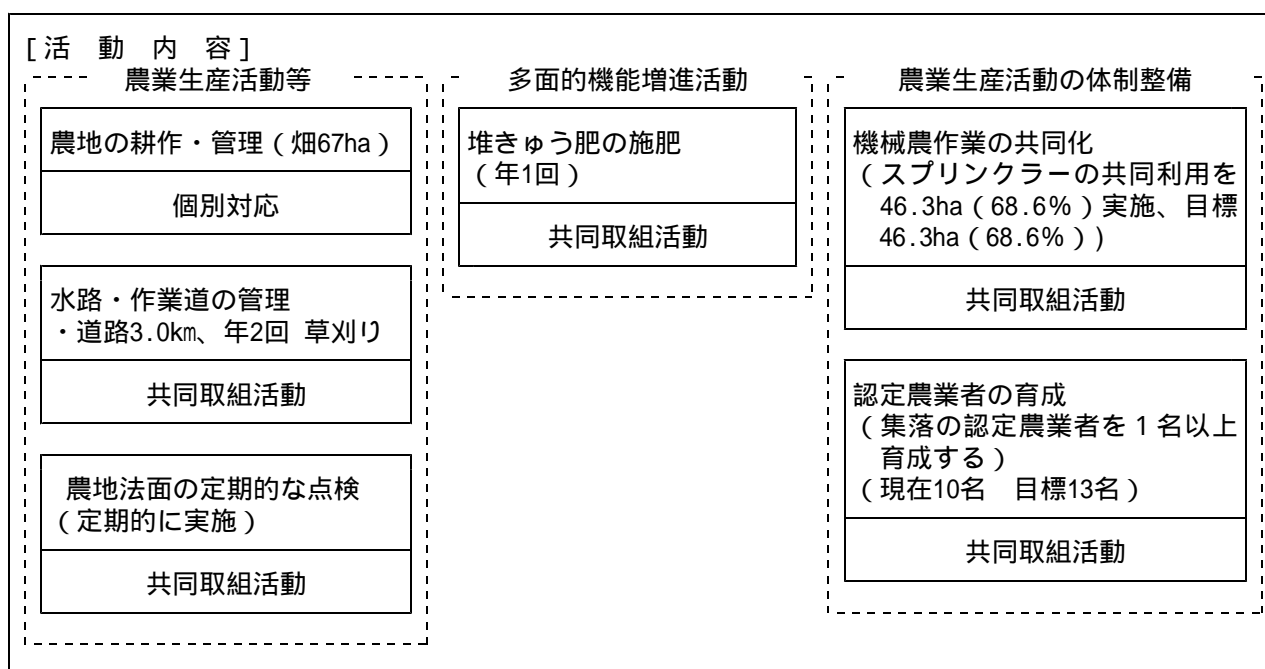
市町村・協定名	愛媛県宇和島市吉田町 沖下			
協定面積 67ha	田	畑 (100%) 柑橘	草地	採草放牧地
交付金額 775万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	水路・農道管理費等		13%
		多面的増進活動		10%
		機械・農作業の共同化		13%
		役員手当、その他		14%
協定参加者	農業者82人、沖下地区スプリンクラー組合(構成員51人)			

2. 集落マスタープランの概要

柑橘中心の生産地域であり、宇和青果及び果樹同志会の組織で生産指導・販売にあたり、沖下地区スプリンクラー組合や果樹同志会、推進班、宇和青果生産部による摘果や剪定の講習会、薬剤の散布、灌水などを実施して農業生産活動を行っている。

今後はスプリンクラー施設の利用度の増加や推進班などの組織を活用して新技術の普及推進、共同作業を行っていきたい。

また、認定農業者の育成を目指していく。(現状10名 目標13名)



3. 取組の経緯及び内容

当集落は、全域において柑橘栽培が行われており、道路の管理や多面的機能を増進する活動として堆きゅう肥の施肥や生産性・収益の向上を行いながら耕作放棄などの防止に努めている。

近年は、みかん価格の低迷や高齢化、後継者不足等厳しい状況の中で、平成11年度に完成したスプリンクラー施設（県営緊急畑地帯総合整備事業（担い手育成型））を利用して沖下地区スプリンクラー組合を中心として共同防除を行っている。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・農道の補修、改良が必要になっているので900mの補修、改良を目標としている



スプリンクラー施設による共同防除

[平成21年度までの取組目標]

スプリンクラー施設の利用度の増加を図る（当初46.3ha（68.6％）、目標：現状維持）
認定農業者の育成（当初10名、目標13名）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

販売勉強会の実施による産地の活性化

1. 集落協定の概要

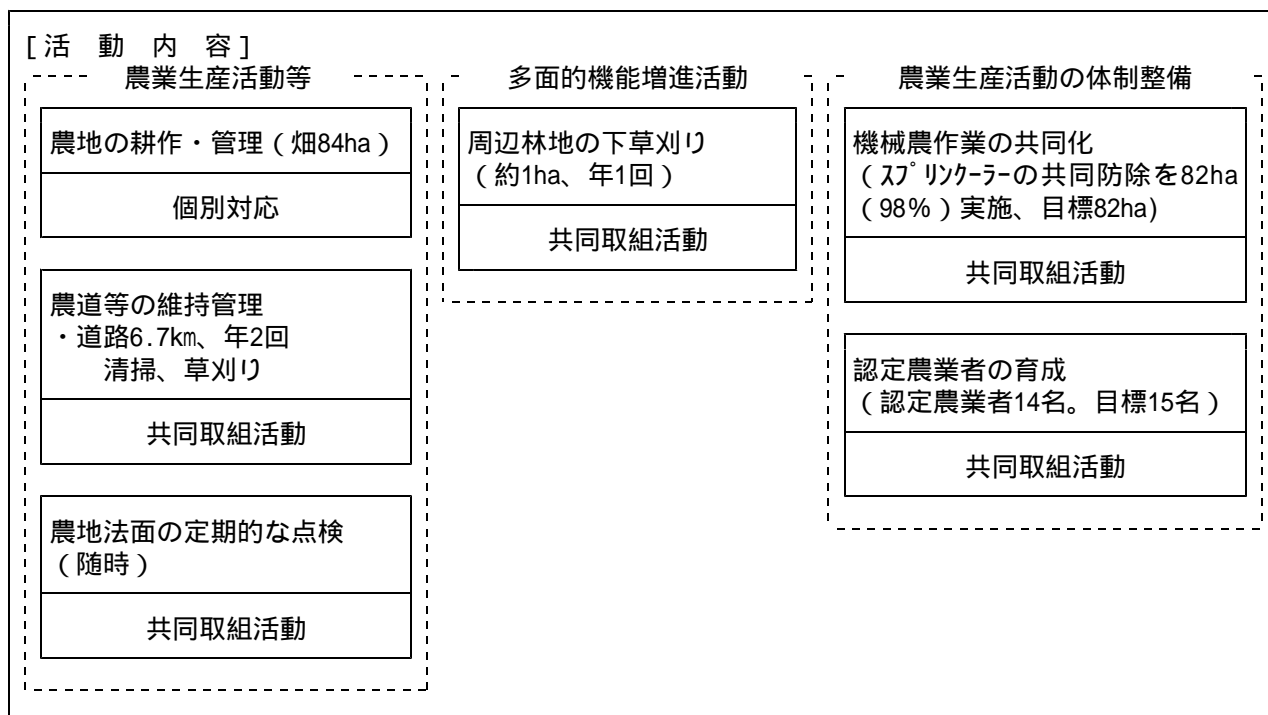
市町村・協定名	愛媛県西宇和郡伊方町 中之浜			
協定面積 84ha	田	畑 (100%) みかん、中晩柑	草地	採草放牧地
交付金額 942万円	個人配分			67%
	共同取組活動 (33%)	役員報酬		4%
		水路農道管理		12%
		研修費		11%
		会議費		1%
販売勉強会費		5%		
協定参加者	農業者74人			

2. 集落マスタープランの概要

当地区は、温州みかん、中晩柑を栽培する、かんきつ専作地帯であり、ハウスによる柑橘栽培も盛んな地区である。

また、将来は、就農して農地を守っていこうとする人材がおり、それら次代を担う候補者を集落ぐるみで育成するとともに認定農業者の育成もすすめ、リーダー育成に努めていく。

さらに、当地区の基幹作物である柑橘について、生産性・収益性の向上を図り経営を維持安定させ農用地の保全に取り組んでいくため、販売に関する勉強会を実施していく。



3. 取組の経緯及び内容

当地区では、今後も農業生産活動を維持していくために、農道の維持管理（清掃・草刈り）、周辺林地の下草刈り、スプリンクラーによる機械農作業の共同化、先進地視察等の取り組みを実施している。

これまでの活動で得た栽培技術の更なるレベルアップを図るため新たな活動として、集落協定内に販売勉強部会を設置し流通・販売の勉強会を実施し、個々の農業経営者の意識改革を図っていく。

また、近年の鳥獣害（イノシシ）被害の防止のため檻を設置している。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・近年の鳥獣害（イノシシ）被害対策のため檻を設置



物産商談会の状況視察



物産商談会の状況視察

[平成21年度までの取組目標]

機械農作業の共同化（当初82ha、目標82ha（協定農用地面積の98%））

認定農業者の育成（当初14名、目標15名）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

協調性を保ちながらの営農活動の推進

1. 集落協定の概要

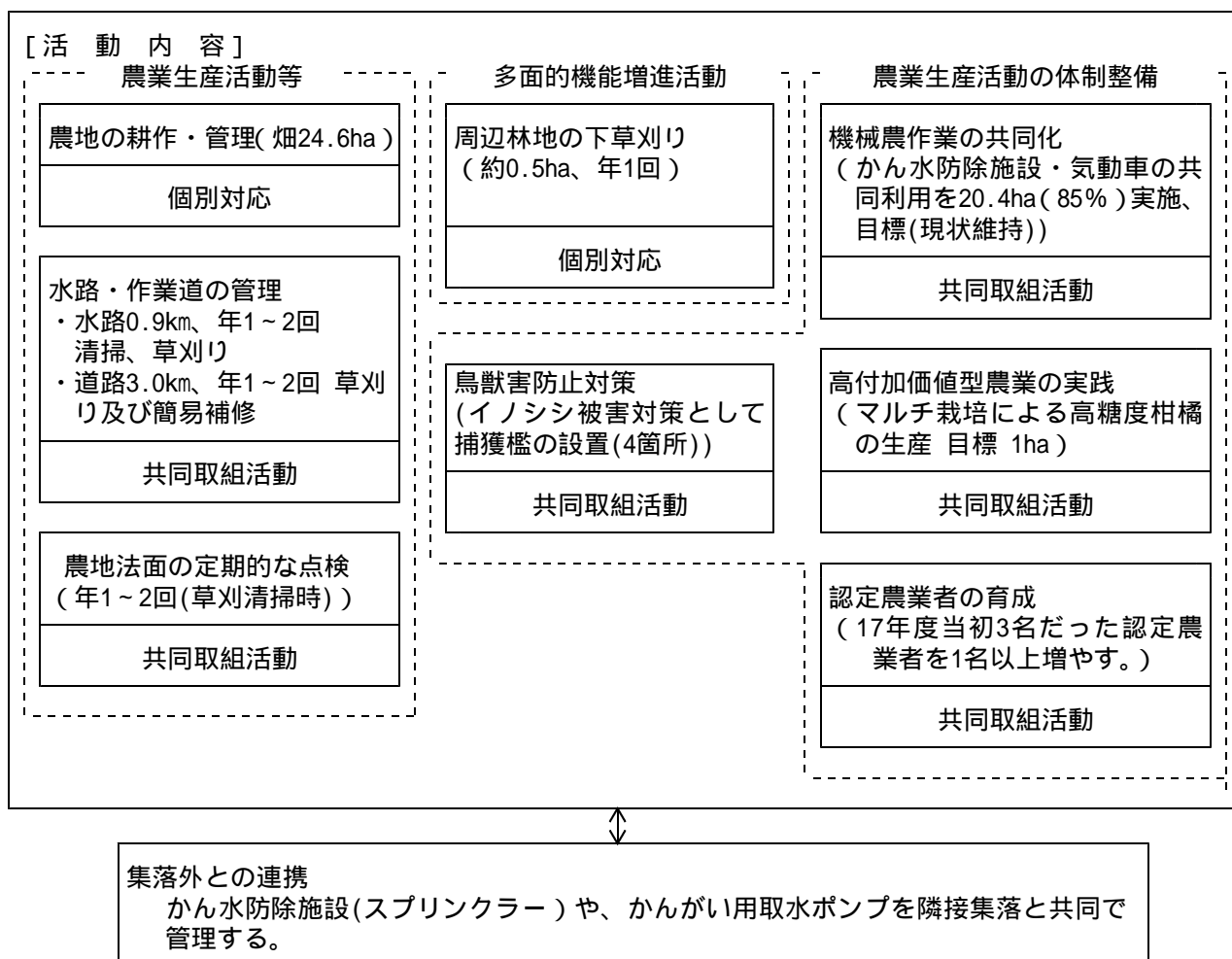
市町村・協定名	愛媛県西予市三瓶町 蔵貫浦				
協定面積 24.6ha	田	畑 (100%) みかん・清見・他柑橘	草地	採草放牧地	
交付金額 283万円	個人配分			50%	
	共同取組活動 (50%)	共同防除灌水施設(スプリンクラー施設)			24%
		高付加価値型農業の実践(品種更新・マルチ栽培)			13%
		水路・農道の維持管理運営費			6%
		鳥獣害(主にイノシシ)防止対策費			5%
		その他			2%
協定参加者	農業者 50人				

2. 集落マスタープランの概要

かん水・防除の共同化が確立しており、専業農家を中心に農地を集積していく。

また、付加価値のある柑橘を生産するために、新品種の栽培や、栽培技術の改良にも力を入れる。

後継者不足の問題も抱えているので、非農家の協力を得ながら現在の集落体制を維持していく。



3. 取組の経緯及び内容

当集落はリアス式海岸である三瓶湾を西に臨み、集落中心部を縦断し西流する三島川の河口部に位置する。三島川の下流域周辺はわずかに平地があり田園風景が広がっており、南北からは山地がが険しく囲んでいる。この山地の急傾斜面では柑橘栽培が盛んであり、共同防除かん水施設の設置や農業用単軌条運搬施設が整備されており機械施設の共同利用が確立されている。

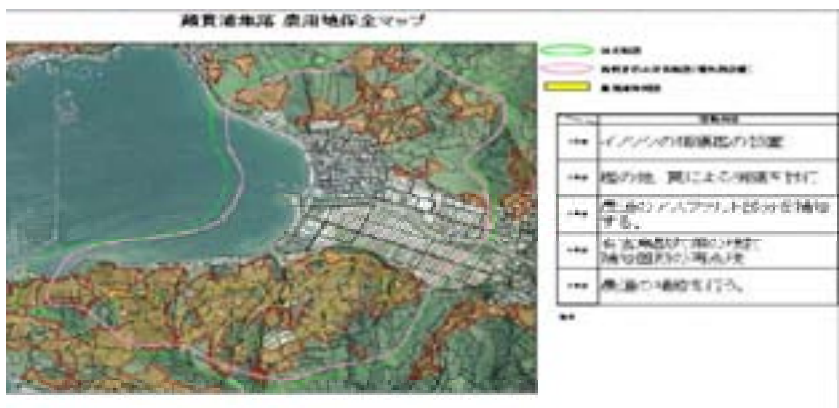
蔵貫浦集落ではこの共同防除かん水施設の維持を目標としており、今後10年間の稼働率100%を目指し、南予用水組合員と綿密に連携し協力している。

また、高付加価値型農業の実践として、柑橘のマルチ栽培を行うことによりにより高糖度で商品価値の高い柑橘栽培を奨励すると共に新品種・優良品種への更新を行う。技術指導は、県農政普及課、JA、共同選果部会の指導を仰いでいる。

また、近年イノシシによる被害が拡大していることより捕獲檻を4基設置し、狩猟免許を持った協定参加者に協力してもらい鳥獣害対策を行っている。

しかしながら、当集落にも高齢化の波が押し寄せており、今後の後継者確保等課題は残るが、集落では現状の農地を維持していく方向で取り組んでいく。

農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・ 林地との境界に当たる農地ではイノシシによる被害が大きいので、重点的に捕獲檻を設置する。
- ・ 罾等による捕獲も検討する。



イノシシ捕獲檻の設置作業



スプリンクラー施設による一斉灌水・防除

[平成21年度までの取組目標]

高付加価値型農業の実践

(マルチ栽培によるかんきつ栽培面積を1ha増加させる)

共同防除かん水施設・共同単軌道車の維持

(当初20.4ha目標 現状維持(協定農用地面積の85%))

認定農業者の育成(当初3名、目標5名(2名の増加を目指す))

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

農家の割合が減少する中での農業生産活動体制づくり

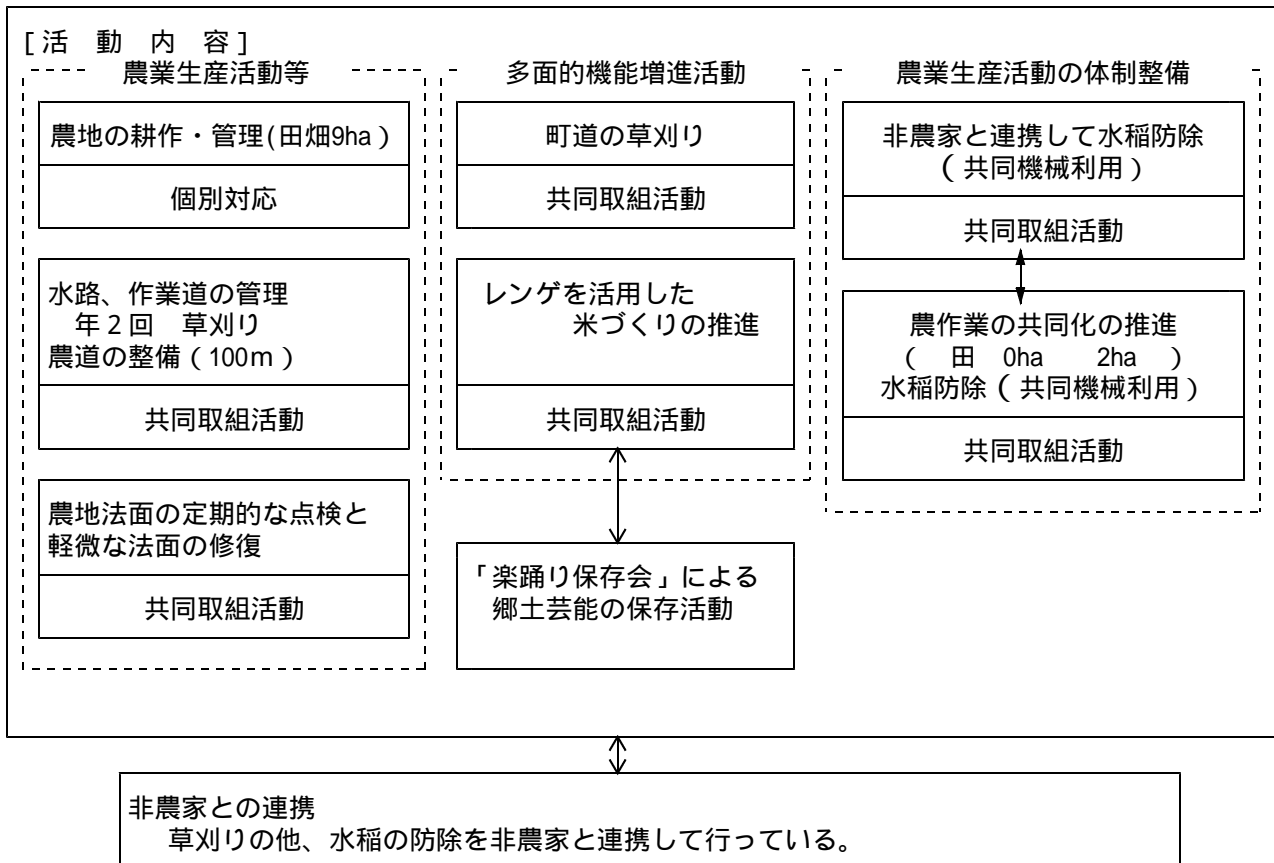
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮崎県西臼杵郡高千穂町 下押方			
協定面積 9.5 ha	田(94%) 水稲、たばこ	畑(6%)	草地	採草放牧地
交付金額 190万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 (60%)	水路・農道の維持管理		20 %
		先進地視察		20 %
		農作業の共同化にかかる経費		10 %
		事務費	10 %	
協定参加者	農業者 23人			

2. 集落マスタープランの概要

本集落は、第2種兼業農家が多く農業後継者も少ない。農業生産活動についても個々の農家での対応は難しくなっており、将来的には集落営農での取り組みを検討している。現在は、水稲の防除を共同で行っているが、その他の農作業・機械の共同利用を推進する。

また、農業従事者の占める割合は集落全体の2割程度であるため、農業生産活動を進める上で地域住民の理解を得ることが重要であり、今後も農道等の維持管理や水稲の防除等についても地域住民を含めて行うこととしている。



3. 取組の経緯及び内容

平成12年の協定締結以前から水路・農道の草刈り等の維持管理を集落全員による共同作業で実施しており、農道整備等の経費に交付金が活用されてきた。現在では、水路・農道等の維持管理に加え、水稲の一斉防除も共同で行っている。

今後は、その他の農作業・機械の共同化を推進して行く予定である。

また、広島県内で集落営農に積極的に取り組んでいる法人組織を視察して、集落営農組織設立に向けて具体的なビジョンの策定作業を進めている。

更に、レンゲを活用した米づくりの推進や、郷土芸能の保存活動も積極的に行っている。



水稲の一斉防除(説明)



水稲の一斉防除(作業)



先進地視察



先進地視察

[平成21年度までの取組目標]

集落での共同機械利用による営農の効率化・低コスト化

(当初0ha 目標2ha(協定農用地面積の0% 22%))

非農家と連携しての農業生産活動の取り組み

(当初0人 目標3人(協定参加者の0% 13%))